

## 第3期

# 知名町子ども・子育て支援事業計画

童（わらび）が育てば 地域も育つ  
童（わらび）が笑えば 地域も笑う  
みんなのふるさと フローラル知名

令和7年3月  
鹿児島県 知名町



# はじめに

---

近年の、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、急速な少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、子育てに対する悩みや不安感、負担感が増加しています。

また、女性の活力による経済社会の活性化の観点から、仕事と子育ての両立を支援する環境整備が求められています。

そのような中、本町では、平成26年度に「知名町子ども・子育て支援事業計画」、令和3年に「第2期 知名町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、国が策定を義務付けている「教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策」等の記載と合わせ、子どもの「育つ力」、家庭の「育てる力」、地域の「育てる力」、すべての子どもと家庭を「支える力」の4つの基本的な視点に沿った施策を展開し、「第2期 知名町子ども・子育て支援事業計画」期間においては、医療費の18歳までの無償化の実施や、地域子育て支援事業所において、一時預かり事業の実施、放課後児童クラブの拡充や放課後こども教室の実施、保護者の育児疲れや育児不安の解消などを目的としての子育て応援きっぷの発行など、子育て支援策の拡充を図ってまいりました。

これからも、妊娠・出産、育児まで切れ目のない支援を行うことで、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備し、すべての子どもが地域の皆様に見守られながら、健やかに育つことを目指し、「童(わらび)が育てば地域も育つ 童(わらび)が笑えば地域も笑う みんなのふるさと フローラル知名」を第2期計画に引き続き、本計画の基本理念といたしました。

今後、この計画に基づき、国・県や関係機関、町民・地域の皆様と連携・協働しながら各事業を進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議をいただいた「知名町子ども・子育て会議」の委員の皆様、それぞれの立場から子育て支援に対する声をいただいた関係機関の皆様、そしてニーズ調査やヒアリング調査を通して貴重なご意見をいただきました町民の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月



知名町長 今井 力夫

## < 目 次 >

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって.....                | 1  |
| 1. 計画策定の趣旨 .....                   | 3  |
| 2. 計画の位置づけと性格 .....                | 4  |
| 3. 計画の期間 .....                     | 5  |
| 4. 計画の策定体制と方法 .....                | 6  |
| 第2章 知名町を取り巻く状況.....                | 7  |
| 1. 統計データから見る知名町の現状.....            | 8  |
| 2. アンケート調査による子育て家庭の状況.....         | 23 |
| 3. 次世代育成支援行動計画に基づく評価 .....         | 28 |
| 4. 第2期計画の評価.....                   | 29 |
| 5. 課題のまとめ .....                    | 36 |
| 第3章 計画の基本的な考え方.....                | 39 |
| 1. 基本理念.....                       | 40 |
| 2. 基本的な視点 .....                    | 41 |
| 3. 基本目標.....                       | 42 |
| 4. 計画の体系 .....                     | 43 |
| 第4章 施策の展開.....                     | 45 |
| 基本目標1 地域における子育て支援の充実.....          | 46 |
| 基本目標2 子どもの心身の健やかな成長に向けた支援の充実 ..... | 50 |
| 基本目標3 安心して生み育てられる切れ目のない支援の推進 ..... | 54 |
| 基本目標4 職業生活と家庭生活の両立 .....           | 61 |
| 基本目標5 子どもの権利を尊重する社会の実現 .....       | 64 |
| 基本目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備 .....    | 69 |

|                                                   |     |
|---------------------------------------------------|-----|
| 第5章 事業計画 .....                                    | 73  |
| 1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画の提供区域 .....              | 74  |
| 2. 教育・保育の量の見込みと提供体制 .....                         | 74  |
| 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 .....                 | 81  |
| 4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保 ..... | 91  |
| 5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について .....                 | 91  |
| 第6章 計画の推進体制 .....                                 | 93  |
| 1. 計画の推進体制 .....                                  | 94  |
| 2. 進捗状況の管理 .....                                  | 95  |
| 資料編 .....                                         | 97  |
| 1. 知名町子ども・子育て会議条例 .....                           | 98  |
| 2. 知名町子ども・子育て会議委員名簿（令和7年3月時点） .....               | 100 |



# 第 1 章 計画の策定にあたって







## Ⅰ．計画策定の趣旨

---

本町では、平成 26 年 3 月に平成 27～令和元年度を計画期間とする「知名町子ども・子育て支援事業計画」、令和 3 年 3 月に令和 2～6 年度を計画期間とする「第 2 期 知名町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、認定こども園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

今後は、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

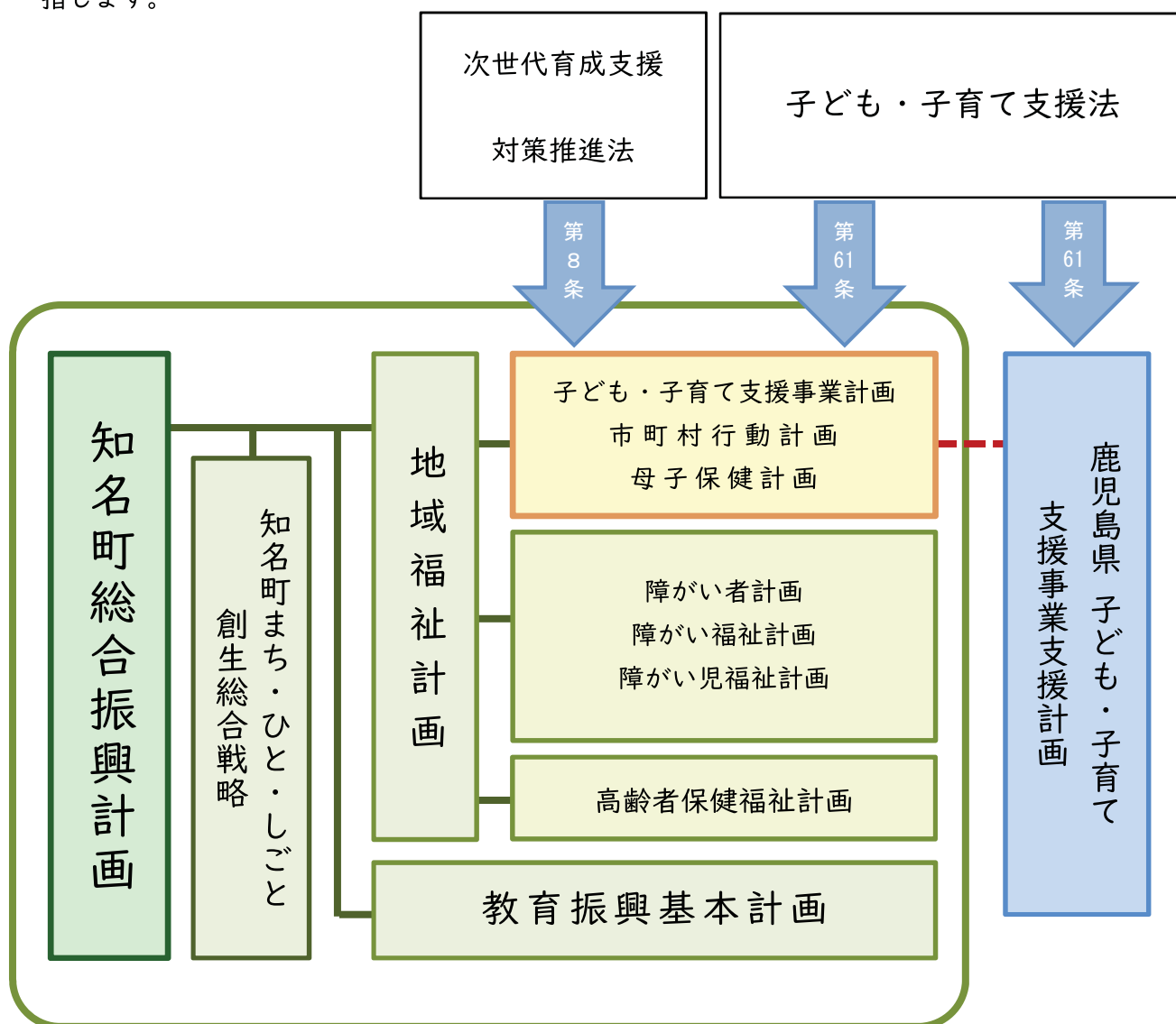
このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本町の子どもとその親が幸せに生き続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進するために「第 3 期知名町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

## 2. 計画の位置づけと性格

「知名町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画及び「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画を一体的に策定するものです。また、母子保健の分野についても、計画の対象、策定の趣旨・内容が市町村行動計画に包含されることから、この計画を母子保健計画としても位置付けることとします。

計画の策定にあたっては、「知名町総合振興計画」を上位計画とし、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つ計画として位置づけるとともに、障がい児福祉計画など、他の計画と調和を図るものとします。

この計画は、すべての子どもの「育ち」と子どもを養育する保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進することを目指します。



### 3. 計画の期間

本計画期間は、子ども・子育て支援法に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

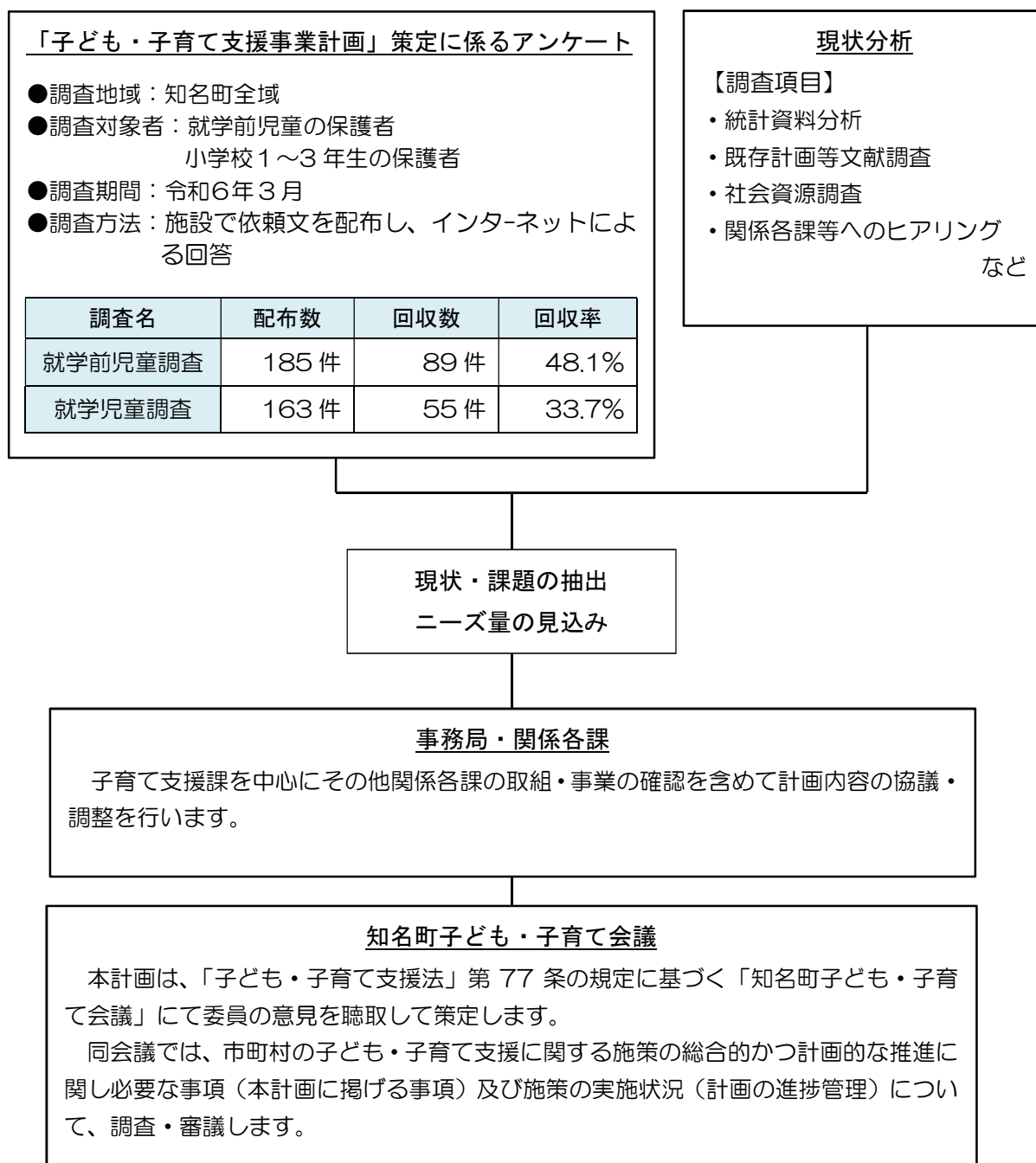
ただし、保育・教育に対するニーズや子ども・子育てを取り巻く環境、社会情勢の変化等により、計画の見直しが必要と考えられる場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、令和4年6月にこども基本法が制定され、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされたことから、令和8年度からは「知名町こども計画」へと更新する予定です。

|                                       | R2               | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8                | R9 | R10 | R11 |
|---------------------------------------|------------------|----|----|----|----|----|-------------------|----|-----|-----|
| 子ども・子育て支援法による<br>知名町子ども・子育て<br>支援事業計画 | 第2期<br>令和2年度～6年度 |    |    |    |    | 策定 | 第3期<br>令和7年度～11年度 |    |     |     |
|                                       | 調査               |    |    |    |    |    | ※知名子ども計画へ更新予定     |    |     |     |
|                                       |                  |    |    |    |    |    |                   |    |     |     |
| こども基本法による<br>知名町こども計画（仮称）             |                  |    |    |    |    | 調査 | 第1期<br>令和8年度～11年度 |    |     |     |
|                                       |                  |    |    |    |    |    |                   |    |     |     |
|                                       |                  |    |    |    |    |    | 調査                |    |     |     |
|                                       |                  |    |    |    |    |    | 策定                |    |     |     |

## 4. 計画の策定体制と方法

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等に当たっては、「市町村子ども・子育て会議」を設置することができるとされています。本計画の策定においては、「知名町子ども・子育て会議」が同法で定める「市町村子ども・子育て会議」の役割を担うものとして位置づけました。



## 第2章 知名町を取り巻く状況



# 1. 統計データから見る知名町の現状

## (1) 人口

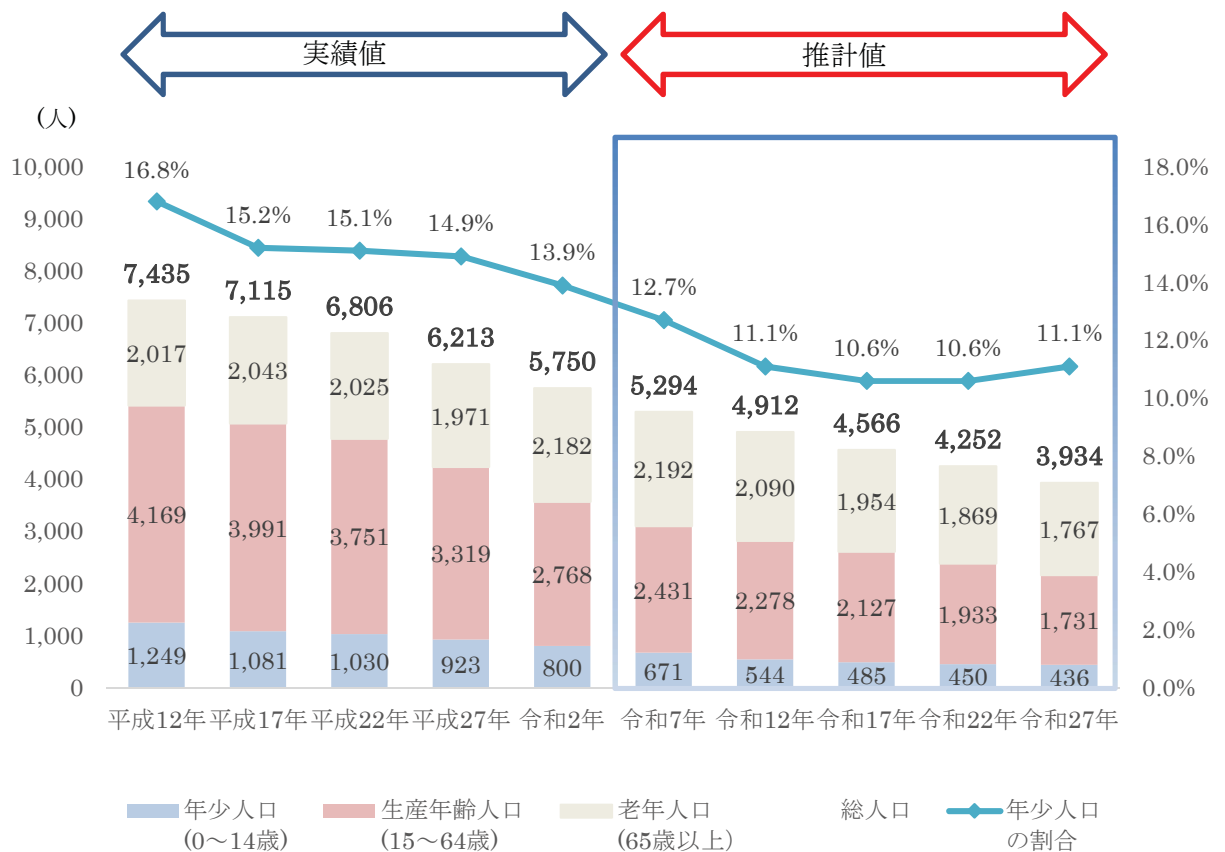
### ①年齢3区分人口の推移

本町の人口は、一貫して減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、今後も人口は減少すると予測されています。

年少人口の割合については、減少傾向で推移しています。

また、人口推計によると今後も年少人口の割合はおおむね減少すると推計されています。

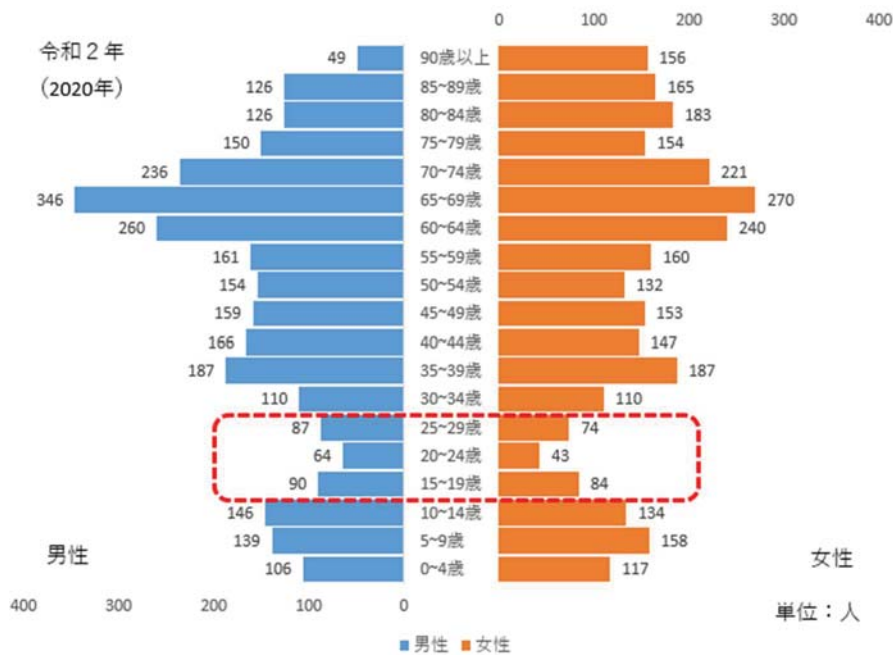


出典：平成12年～令和2年は「国勢調査」総務省

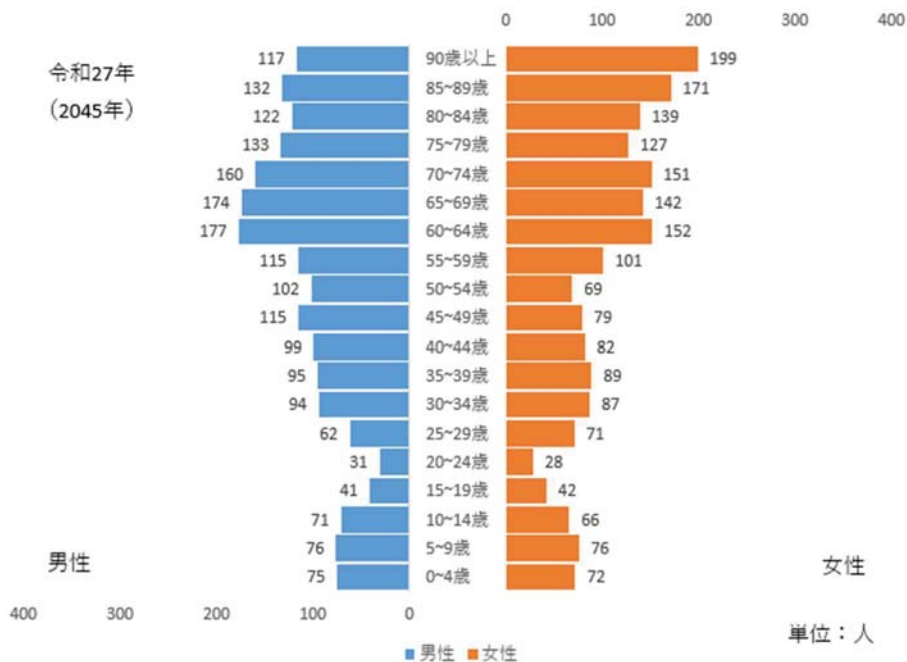
令和7年以降は「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計）」国立社会保障・人口問題研究所

## ②年齢別人口構成図

令和2年度の本町の年齢別の人口構成は、男女共に、65～69歳の層が最も多く、次いで60～64歳、70～74歳の順となっており、今後も高齢者が増加すると予測されます。また、15～29歳の層が他の年齢層と比較して少ないことから、進学や就職を機に一度島を出る若者が多いことがうかがえます。15～29歳の層は、子育て世代、将来子育てをする世代にあたるため、U・Iターンや定住を促進する支援が必要であると考えられます。また、人口推計による2045年の年齢別人口構成は、60～64歳以上の層に人口が集中すると予測されており、引き続き高齢化が進むと予測されています。



出典：「令和2年令和2年国勢調査」総務省

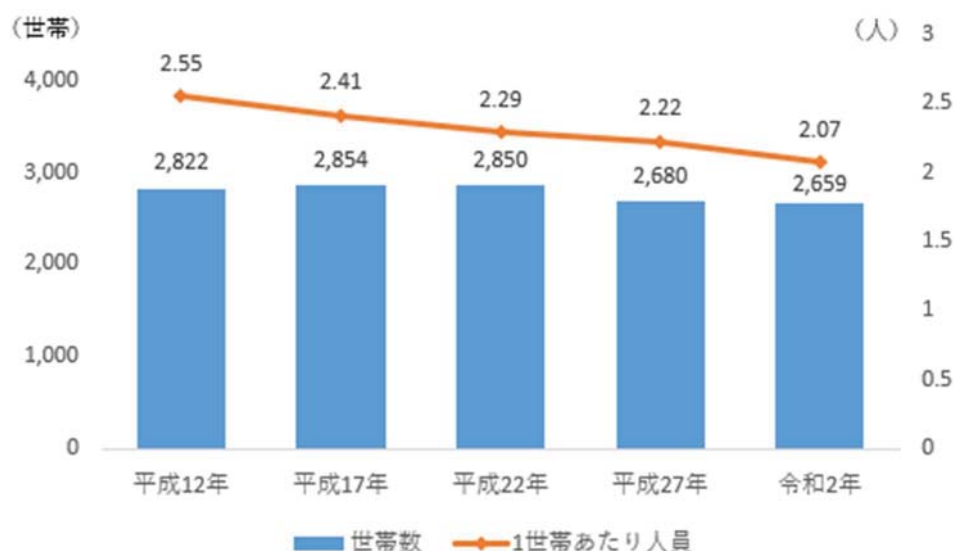


出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5年年12月推計）」国立社会保障・人口問題研究所

## (2) 世帯数

### ①世帯数・1世帯あたり人員数推移

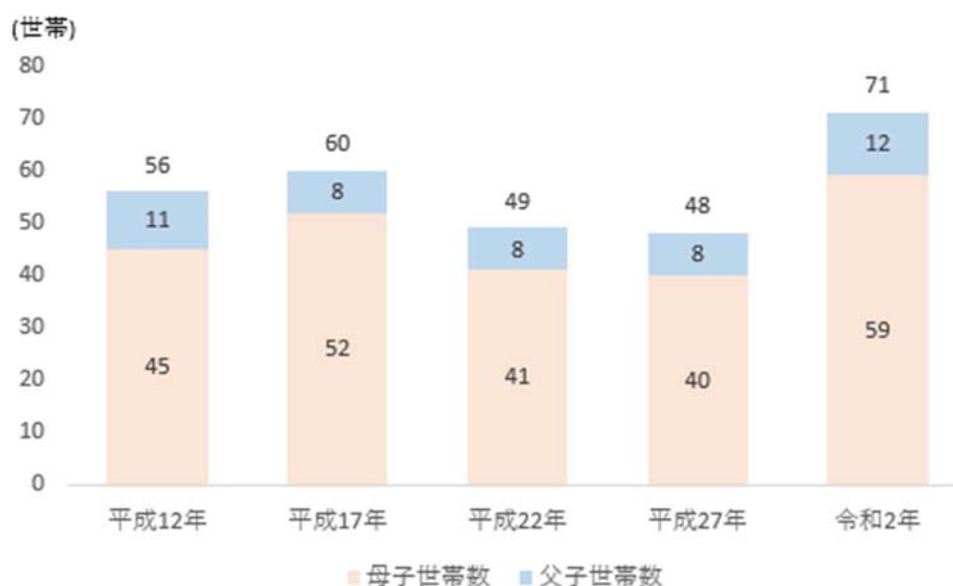
世帯数は、平成12年から令和2年にかけて、163世帯減少（平成12年2,822世帯、令和2年2,659世帯）しています。また、1世帯あたりの世帯人員については減少傾向にあり、1世帯あたり0.48人減少（平成12年2.55人、令和2年2.07人）しています。



出典：「国勢調査」総務省

### ②ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数（未婚、死別又は離別の親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯の数）は、平成12年から令和2年にかけて、15世帯増加（平成12年56件、令和2年71件）しています。



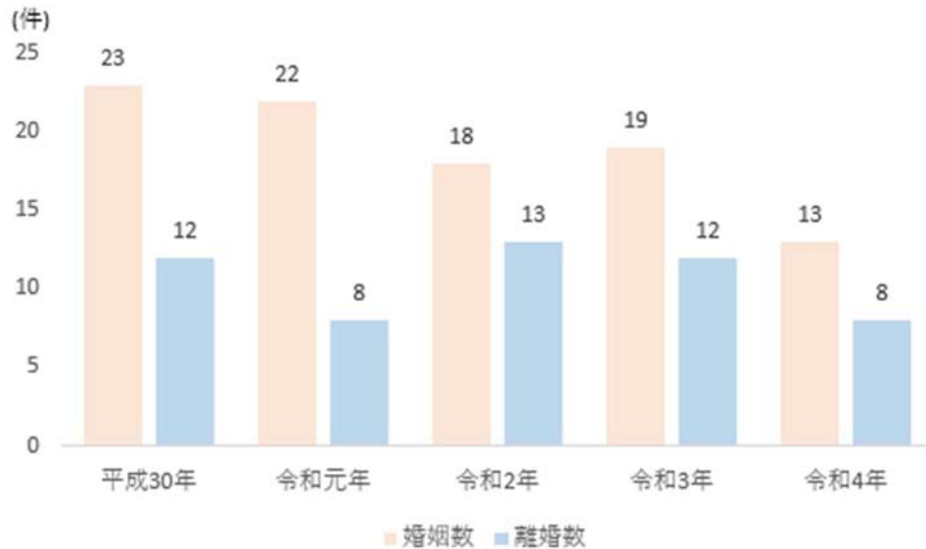
出典：「国勢調査」総務省



## ③婚姻・離婚の動向

婚姻件数は、平成30年から令和4年にかけて、10件減少しています。

離婚件数は、8件～13件と一定の件数となっています。

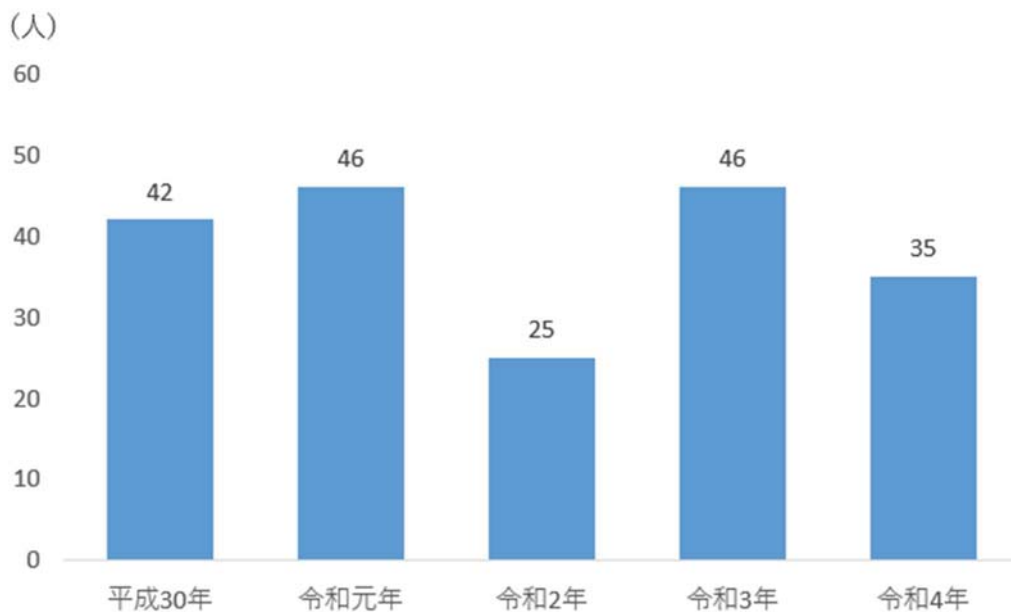


出典：「人口動態統計」厚生労働省

## (3) 出生関連データ

## ①出生数

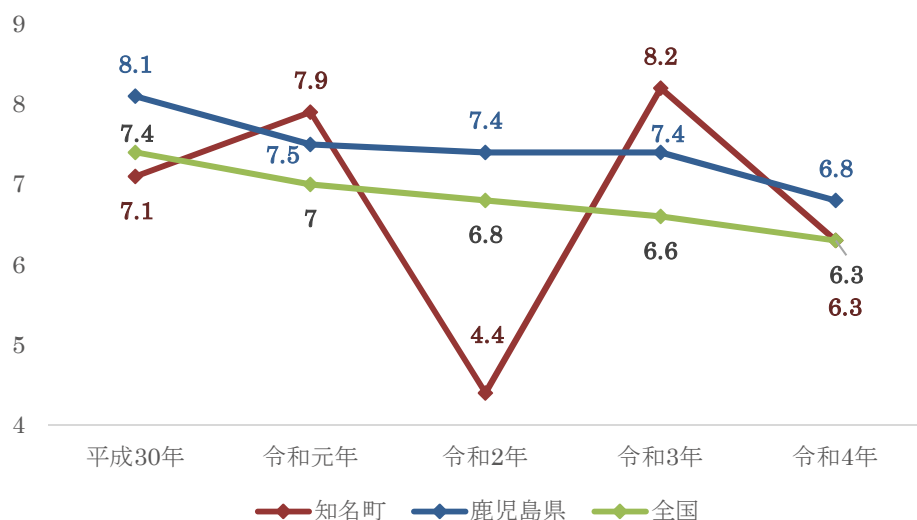
出生数は、令和元年から令和2年にかけて21名と大きく減少しました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が強いと考えられます。令和3年には21名の大きな増加となりましたが、令和4年は9名減少しています。



出典：「人口動態統計」厚生労働省

## ②出生率

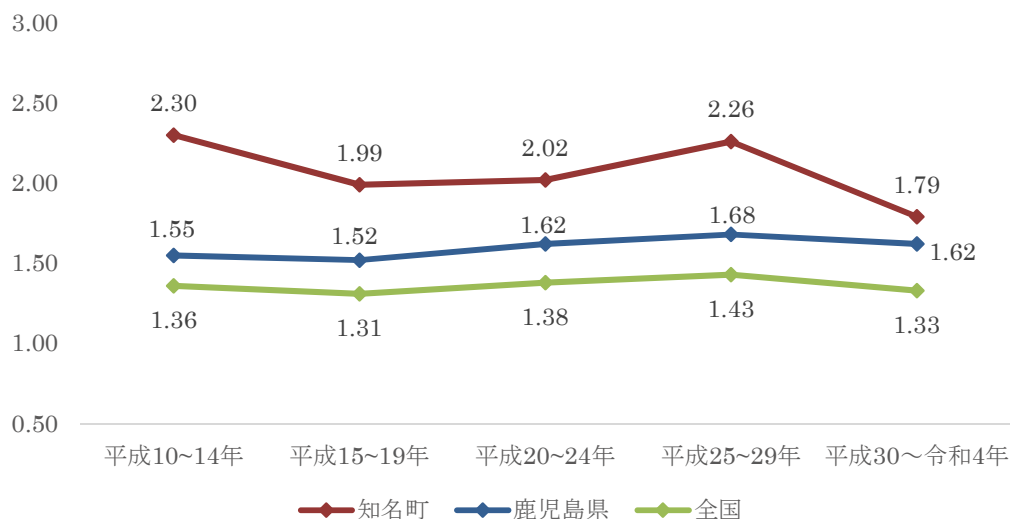
出生率は、令和2年4.4と大きく減少しましたが、令和3年には8.2を回復し、令和4年は全国、鹿児島県とほぼ同じ値となっています。



出典：「人口動態統計」厚生労働省

## ③合計特殊出生率

合計特殊出生率（一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳の間に産む子どもの数の平均）は、いずれの期間も、全国、鹿児島県より高くなっています。しかし、平成15～19年、平成30～令和4年では、先進国において人口が減少しないとされている合計特殊出生率2.07を下回っています。



出典：「人口動態統計」厚生労働省

## (4) 就労の状況

## ① 就労の状況

令和2年の本町の全就業者数は2,934人で、就業率は59.8%となっており、男女別でみると男性が67.1%、女性が52.5%となっています。男性の就業率は減少を続けており、平成12年から令和2年にかけて3.5%減少しました。その一方で、女性の就業率は増加し続けており、平成12年から令和2年にかけて9.3%増加しています。女性の就業率の増加が男性の就業率の減少を上回ることにより、全体の就業率も増加しています。

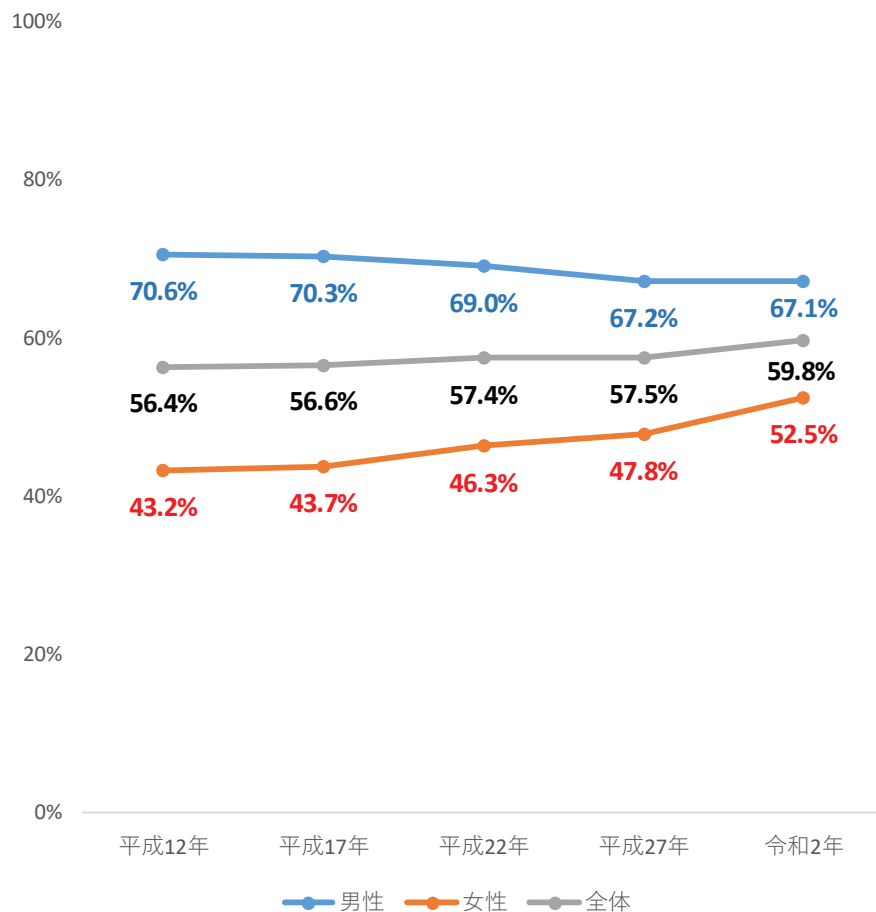
## 【就業者数・就業率の推移】

(人数単位：人)

| 区分      | 平成12年 |       |       | 平成17年 |       |       | 平成22年 |       |       | 平成27年 |       |       | 令和2年  |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | 計     | 男性    | 女性    | 計     | 男性    | 女性    | 計     | 男性    | 女性    | 計     | 男性    | 女性    | 計     | 男性    | 女性    |
| 15歳以上人口 | 6,186 | 2,967 | 3,219 | 6,034 | 2,921 | 3,113 | 5,776 | 2,833 | 2,943 | 5,290 | 2,645 | 2,645 | 4,908 | 2,454 | 2,454 |
| 就業者数    | 3,488 | 2,096 | 1,392 | 3,413 | 2,053 | 1,360 | 3,318 | 1,954 | 1,364 | 3,040 | 1,777 | 1,263 | 2,934 | 1,646 | 1,288 |
| 就業率     | 56.4% | 70.6% | 43.2% | 56.6% | 70.3% | 43.7% | 57.4% | 69.0% | 46.3% | 57.5% | 67.2% | 47.8% | 59.8% | 67.1% | 52.5% |
| 就業割合    | -     | 60.1% | 39.9% | -     | 60.2% | 39.8% | -     | 58.9% | 41.1% | -     | 58.5% | 41.5% | -     | 56.1% | 43.9% |

出典：「国勢調査」総務省

## 【就業率の男女別の推移】



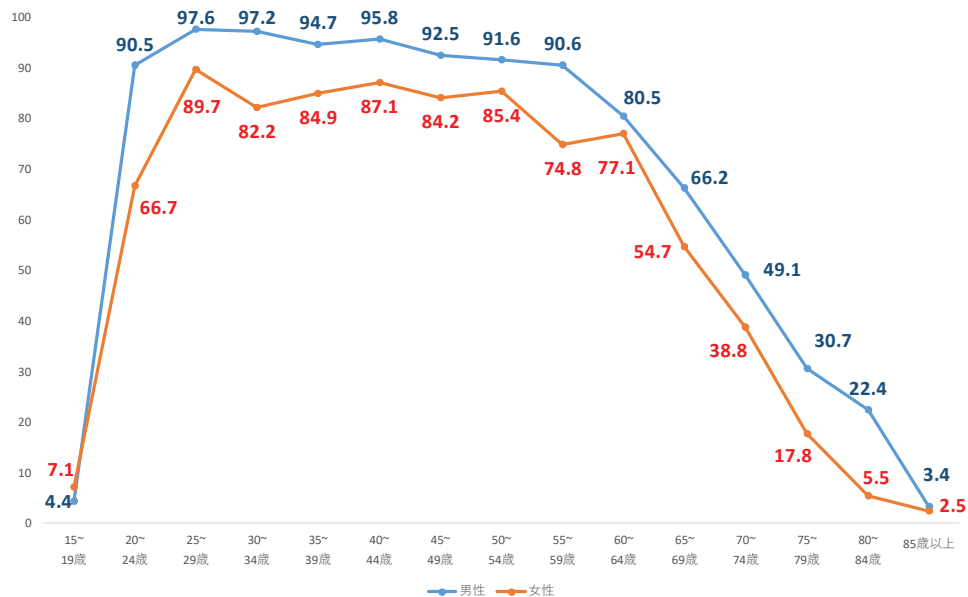
出典：「国勢調査」総務省

## ②女性就労率の推移

### (ア) 男女別・年齢5歳階級の就業率の推移

本町の男性の就業率は、20～64歳で、おおむね9割で推移しています。

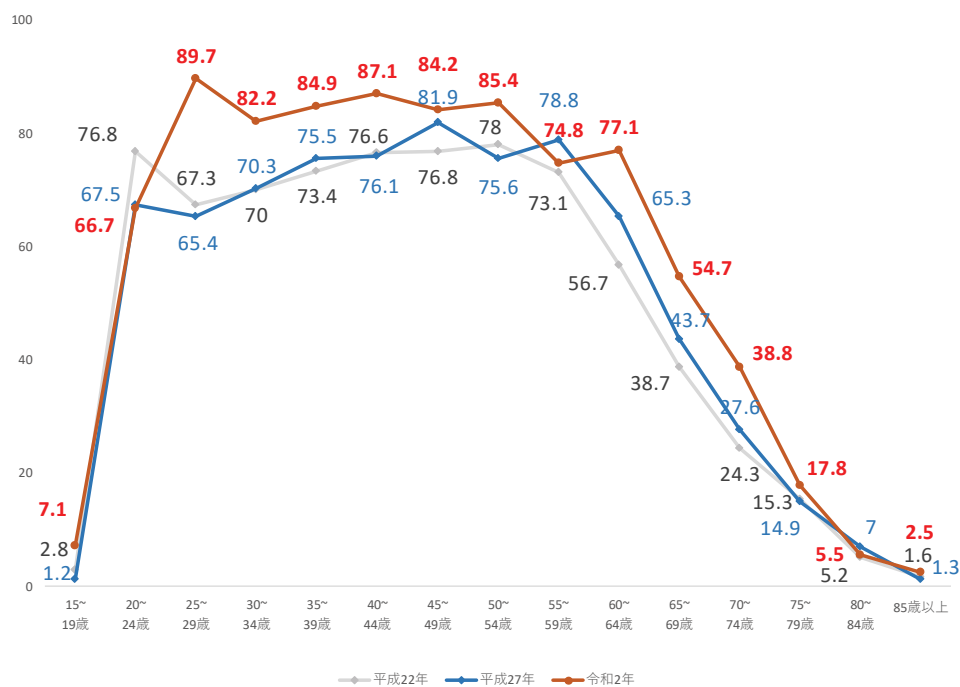
女性の就業率は、20～64歳で、おおむね7～8割で推移しています。



出典：「令和2年国勢調査」総務省

### (イ) 平成27年と平成22年、令和2年の女性就業率の比較

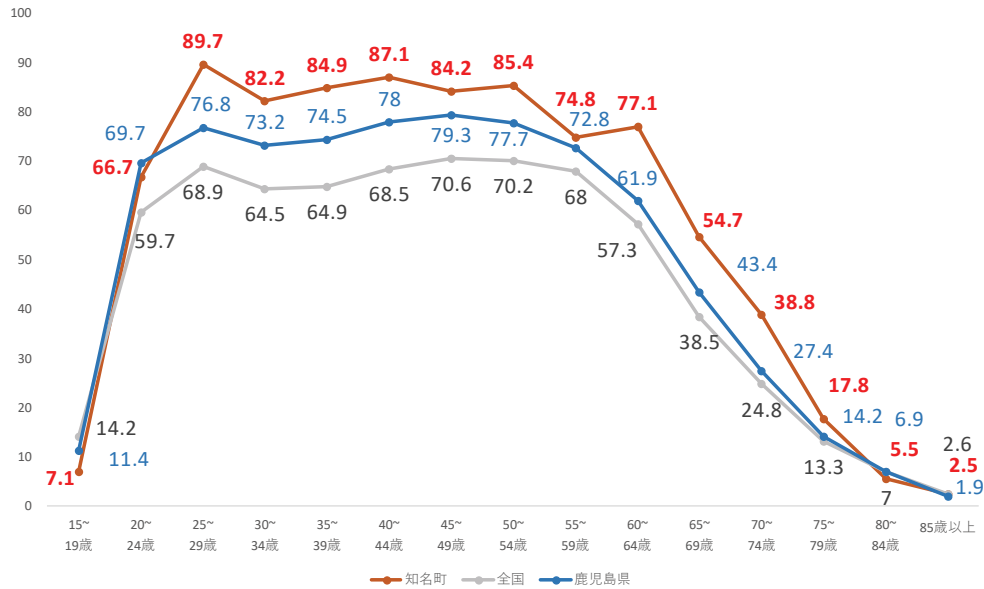
令和2年の女性就業率を平成27年、平成22年と比較すると、令和2年ではほとんどの年代区分で平成27年、平成22年を上回りました。



出典：「国勢調査」総務省

## (ウ) 女性就業率の国・県との比較

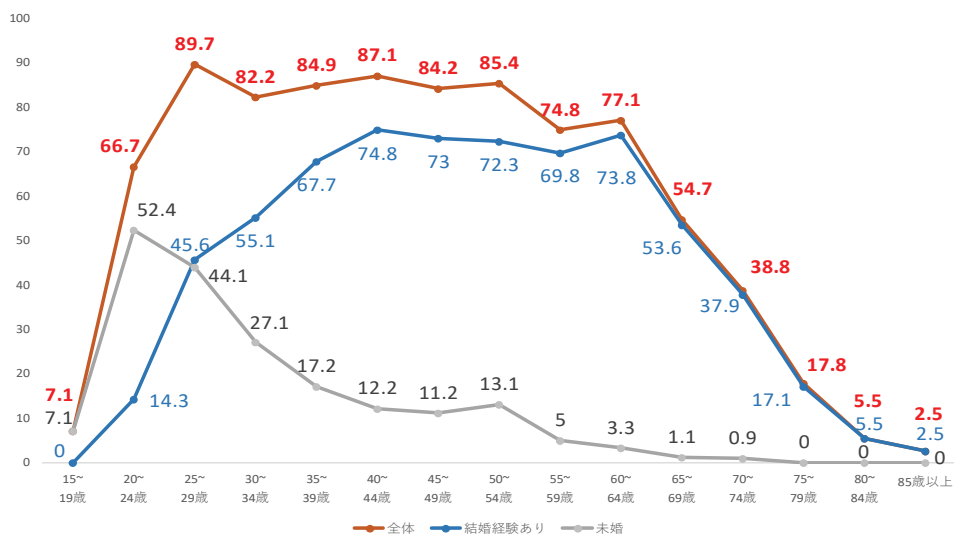
国・県と比較すると、町では20～24歳から30～34歳にかけての減少が大きくなっています。このことから、国・県と比較して、女性の結婚年齢、出産年齢が早いと考えられます。また、女性就業率はほとんどの年代で、国・県を上回っています。



出典：「令和2年国勢調査」総務省

## (エ) 女性就業率の結婚経験別の比較

結婚経験の有無で比較すると、20～24歳で未婚の女性が結婚経験のある女性の就業率より高いものの、25～29歳以降は逆転し、その差が大きくなっています。このことから、25～29歳を超えると未婚の女性数が減少していくことが推測されます。



※結婚経験ありには、配偶者と離婚・死別した女性を含む

出典：「令和2年国勢調査」総務省

### ③産業・雇用の状況

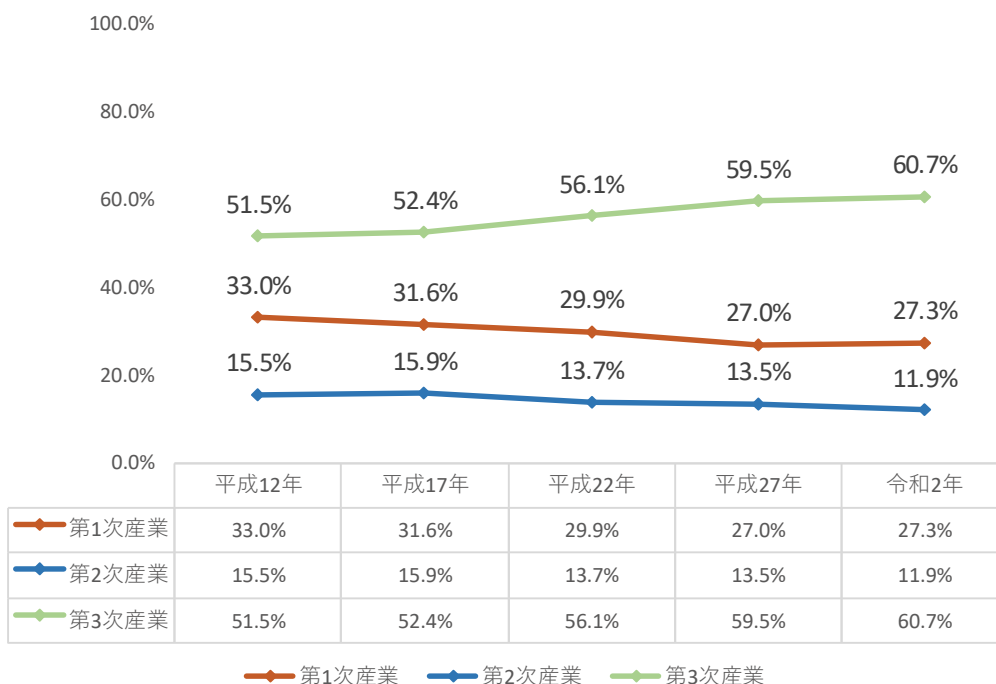
令和2年度国勢調査における本町の就業率の高い産業は第3次産業で、就業率は60.7%となっており、次いで第1次産業の27.3%、第2次産業の11.9%となっています。経年で見ると、第1次産業、第2次産業の就業者の割合が減少し、第3次産業の就業者の割合が増加しています。

【産業分類別就業者数】

| 区分      | 平成12年 |       | 平成17年 |       | 平成22年 |       | 平成27年 |       | 令和2年  |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | 人     | %     | 人     | %     | 人     | %     | 人     | %     | 人     | %     |
| 15歳以上人口 | 6,186 | -     | 6,034 | -     | 5,776 | -     | 5,290 | -     | 4,908 | -     |
| 就業者数    | 3,488 | 56.4% | 3,413 | 56.6% | 3,318 | 57.4% | 3,040 | 57.5% | 2,937 | 51.1% |
| 第1次産業   | 1,151 | 33.0% | 1,080 | 31.6% | 991   | 29.9% | 821   | 27.0% | 803   | 27.3% |
| 農業      | 1,145 | 32.8% | 1,074 | 31.5% | 986   | 29.7% | 816   | 26.8% | 795   | 27.1% |
| その他     | 6     | 0.2%  | 6     | 0.2%  | 5     | 0.2%  | 5     | 0.2%  | 8     | 0.2%  |
| 第2次産業   | 539   | 15.5% | 541   | 15.9% | 455   | 13.7% | 411   | 13.5% | 350   | 11.9% |
| 製造業     | 96    | 2.8%  | 79    | 2.3%  | 69    | 2.1%  | 68    | 2.2%  | 54    | 1.8%  |
| その他     | 443   | 12.7% | 462   | 13.5% | 386   | 11.6% | 343   | 11.3% | 296   | 10.1% |
| 第3次産業   | 1,798 | 51.5% | 1,792 | 52.4% | 1,872 | 56.1% | 1,808 | 59.5% | 1,784 | 60.7% |
| 卸・小売業   | 492   | 14.1% | 394   | 11.5% | 333   | 10.0% | 283   | 9.3%  | 289   | 9.8%  |
| その他     | 1,306 | 37.4% | 1,395 | 40.9% | 1,527 | 46.0% | 1,525 | 50.2% | 1,495 | 50.9% |
| 分類不能    | -     | -     | 3     | 0.1%  | 12    | 0.4%  | -     | -     | -     | -     |

出典：「国勢調査」総務省

【産業分類別就業者割合の推移】



出典：「国勢調査」総務省

## (5) 母子保健に関する状況

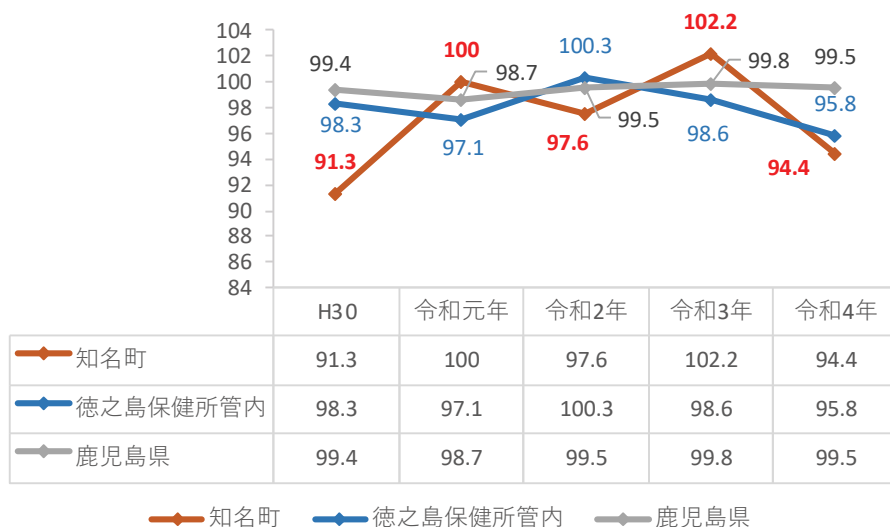
## ①各種健康診査受診率

本町の各種健康診査受診率は、平均すると98%以上となっています。

一方、県と、徳之島保健所管内は妊婦健康診査受診率はおおむね97%前後であるものの、子どもの健診については、子どもの月齢が上がるにつれて受診率が若干減少する傾向があります。これは、子どもの月齢が上がるにつれて、母親が就業等で多忙になることや健康診査が重要だという認識が薄まるためであると推測されます。

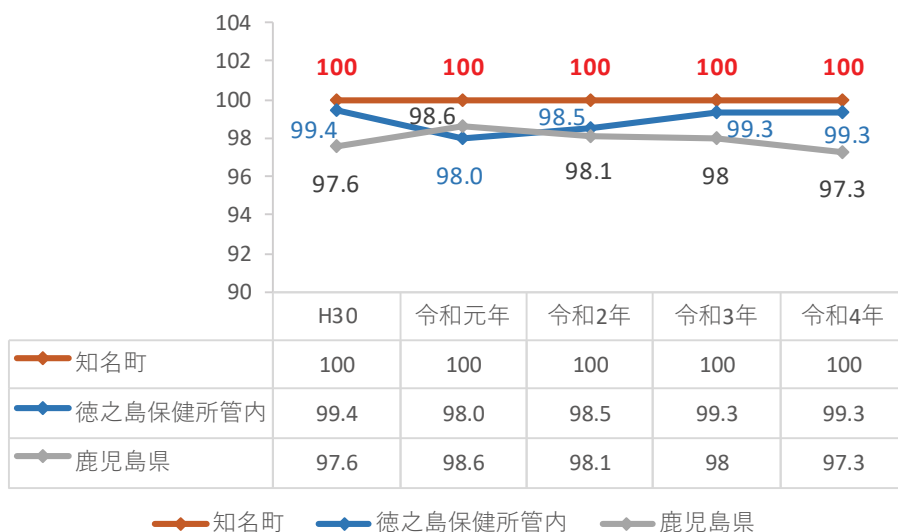
※母子保健に関する各データは、母数算出の基準日より母子数が増加し100%を上回る場合があります。

## (ア) 妊婦健康診査受診率



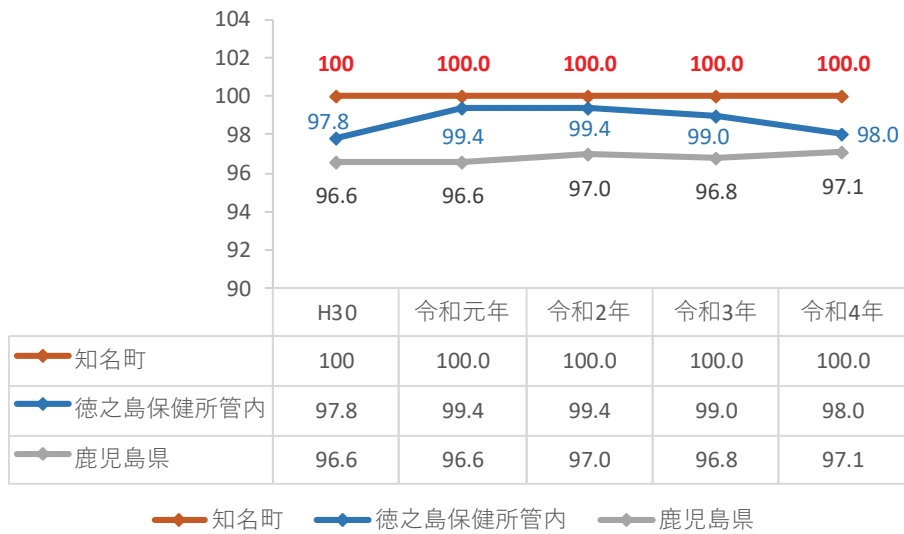
出典：知名町保健センター

## (イ) 乳児（3か月児）健康診査受診率



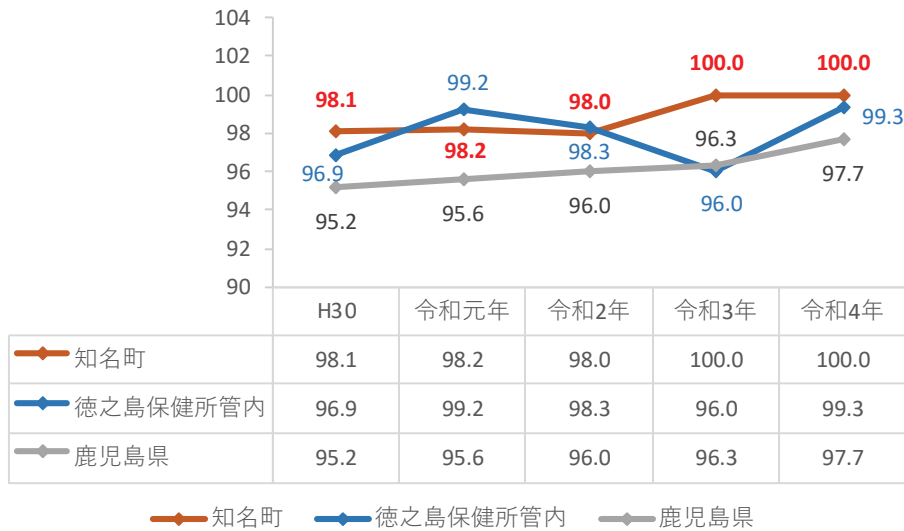
出典：知名町保健センター

(ウ) 1歳6か月健康診査受診率



出典：知名町保健センター

(エ) 3歳児健康診査受診率



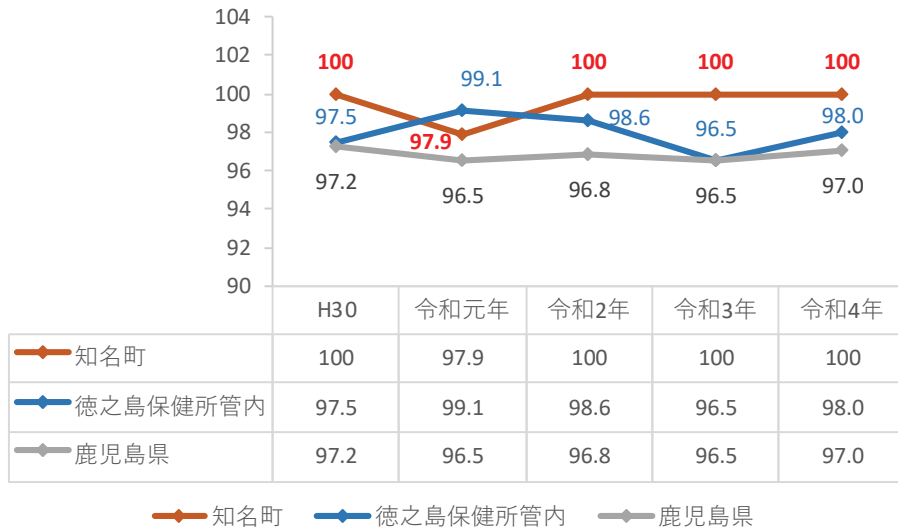
出典：知名町保健センター



## ② 歯科健康検査受診率

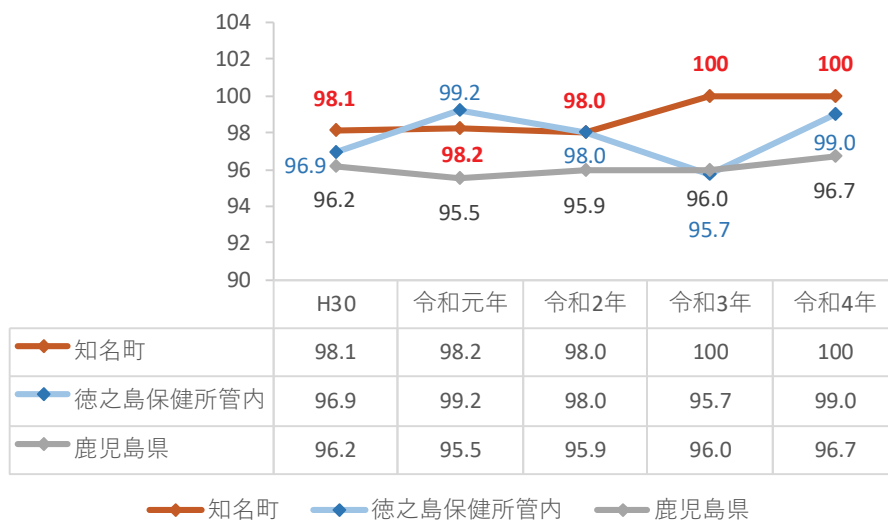
本町の歯科健康診査受診率は、全ての年で98%近くの受診率となっています。なお令和3年以降100%で推移しており、県、徳之島保健所管内と比較すると、1歳6か月健診、3歳健診ともに上回っています。

## (ア) 1歳6か月歯科健康診査受診率



出典：知名町保健センター

## (イ) 3歳歯科健康診査受診率

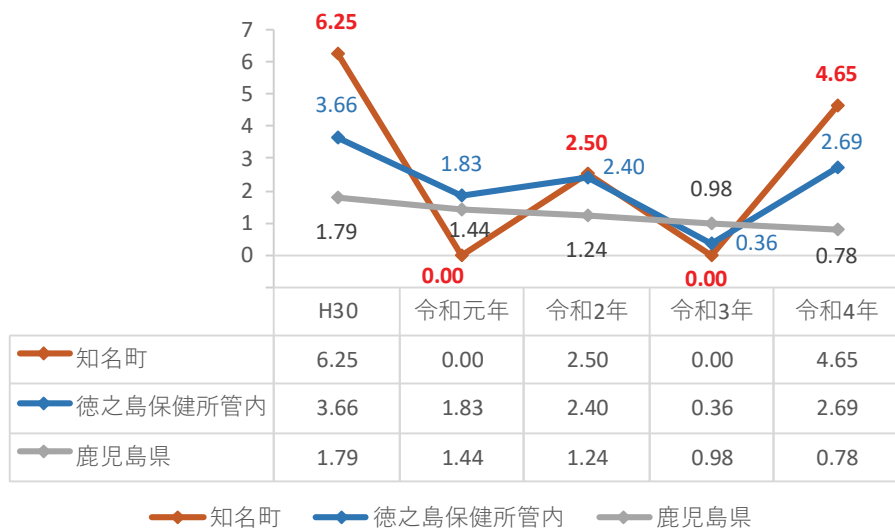


出典：知名町保健センター

### ③むし歯有病者率

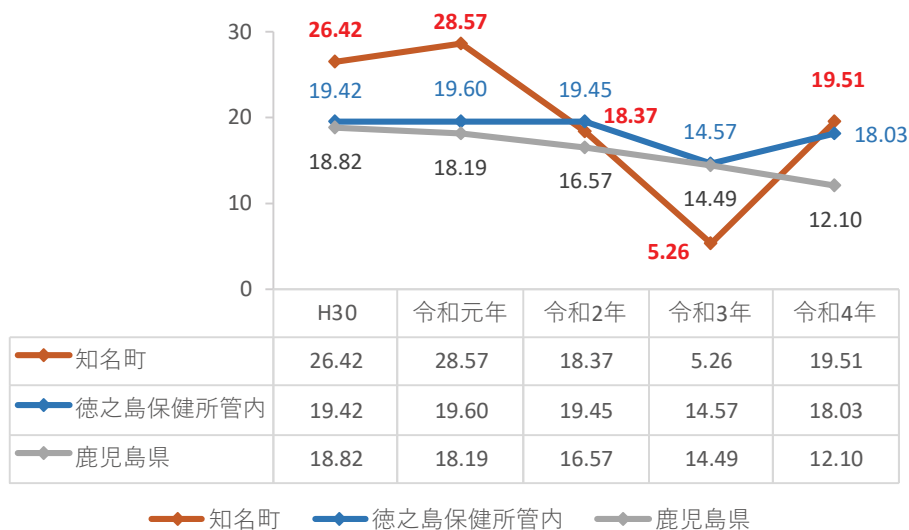
本町のむし歯有病者率は、3歳むし歯有病者率が、令和元年と令和3年に県と徳之島保健所管内を下回ったものの、それ以外の年で高くなっています。

#### (ア) 1歳6か月むし歯有病者率



出典：知名町保健センター

#### (イ) 3歳むし歯有病者率

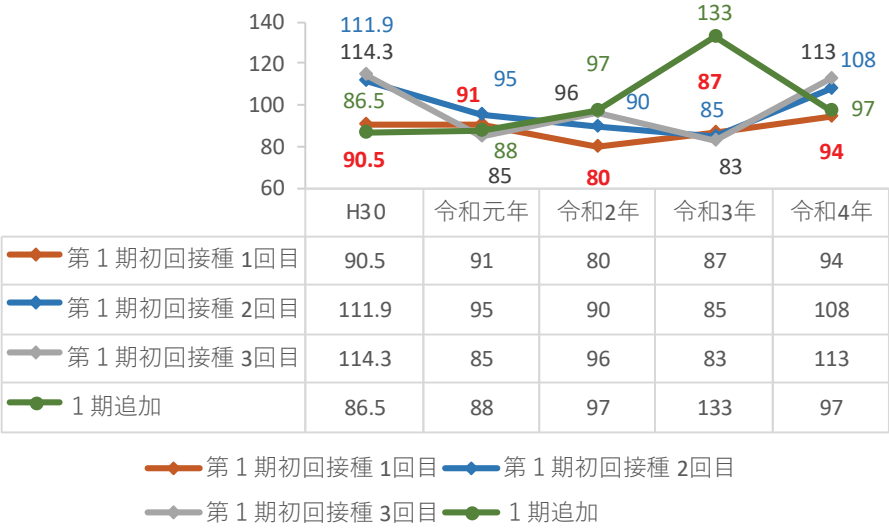


出典：知名町保健センター

④予防接種実施状況

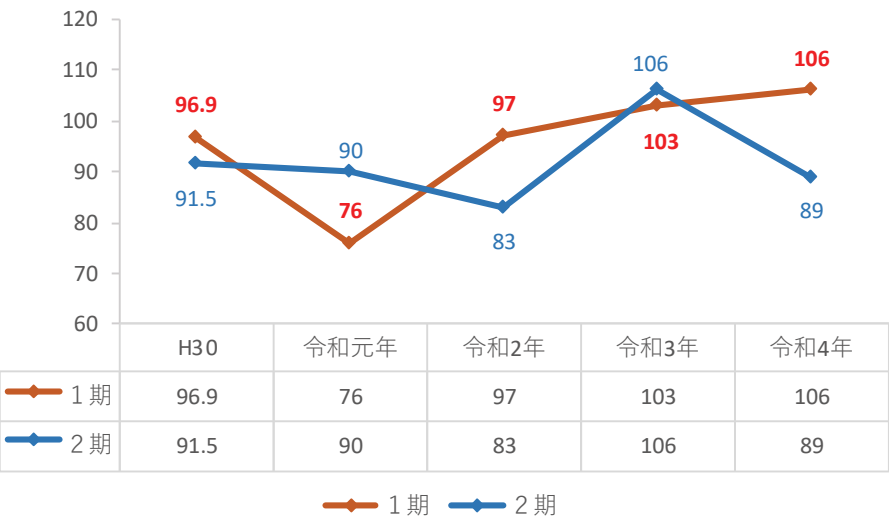
本町の予防接種実施状況は、以下の通りとなっています。

(ア) ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ（四種混合）の予防接種割合の推移



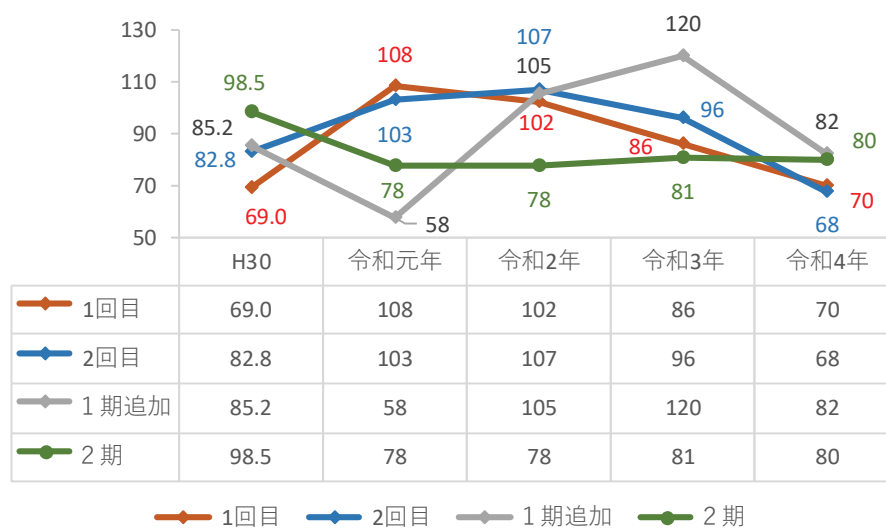
出典：知名町保健センター

(イ) 麻しん・風しん（混合 MR ワクチン）の予防接種割合の推移



出典：知名町保健センター

(ウ) 日本脳炎の予防接種割合の推移



出典：知名町保健センター

## 2. アンケート調査による子育て家庭の状況

### (1) 調査概要

本調査は、子ども・子育て支援法第77条に基づくとともに、知名町条例で定めるところにより、「知名町子ども・子育て支援事業計画」の策定に伴い、住民の方の子育てに関する生活実態や要望・意見等を把握し、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の必要事業量や需要量の見込みを設定することを目的としてアンケート調査を実施しました。

### (2) 調査対象

|      |                                        |
|------|----------------------------------------|
| 調査対象 | 知名町在住の就学前児童の保護者<br>及び知名町在住の小学1～3年生の保護者 |
| 調査方法 | 施設で依頼文を配布し、インターネットによる回答                |
| 調査期間 | 令和6年3月                                 |

### (3) 回収結果

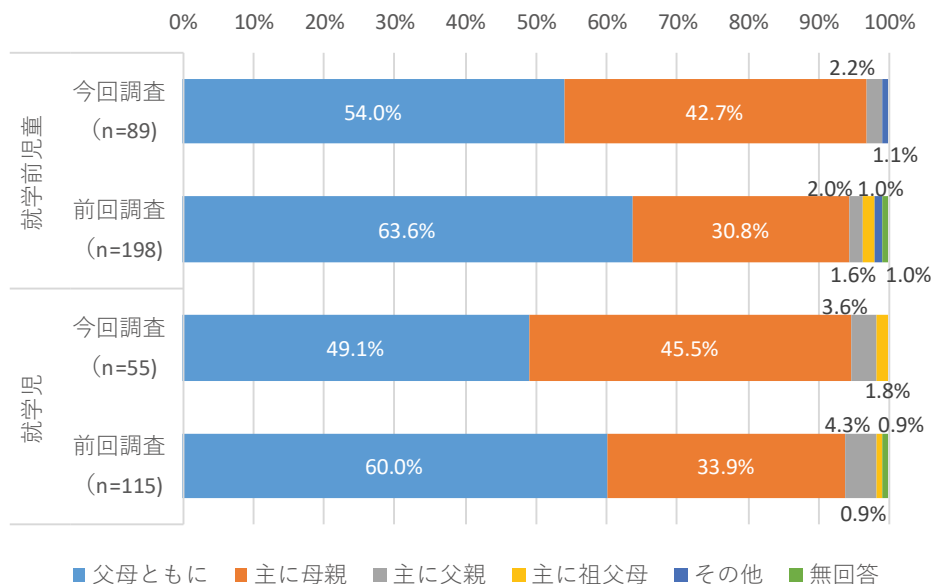
| 区分  | 就学前児童調査 | 就学児童調査 |
|-----|---------|--------|
| 配布数 | 185     | 163    |
| 回収数 | 89      | 55     |
| 回収率 | 48.1%   | 33.7%  |

### (4) 調査結果概要

#### ①子育ての主な担い手

子育ての主な担い手については「父母ともに」行っている家庭の割合が最も高く、就学前児童の保護者では54.0%、就学児の保護者では49.1%となっています。

平成30年度に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下、前回調査という）と比較すると、「父母ともに」行っている家庭は、就学前児童の保護者では9.6ポイント減少、就学児の保護者では10.9ポイント減少しています。

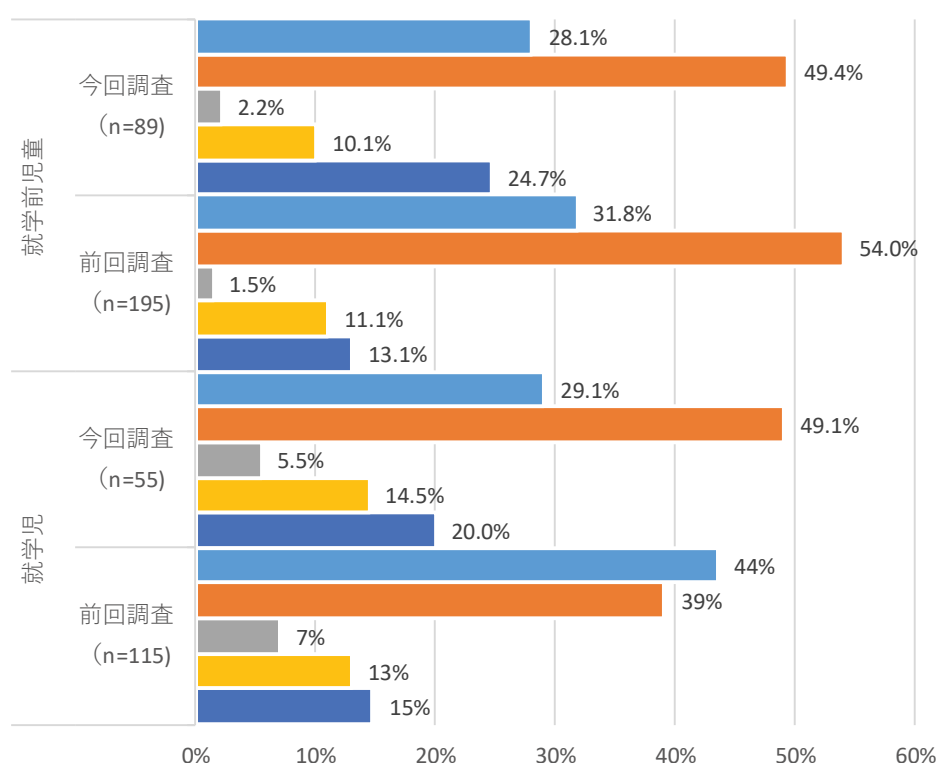


## ②子どもをみてる親族、友人・知人の有無

子どもをみてる親族、友人・知人の有無については、就学前児童の保護者では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が28.1%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が49.4%となっており、就学児の保護者では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が29.1%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が49.1%となっていることから、おおむね4割程度の世帯では、日常的にあるいは緊急時に子育ての支援が可能な親族が身近にいると考えられます。

また、支援してもらえる人が身近に「いずれもない」割合は、就学前児童の保護者では24.7%、就学児の保護者では20.0%となっています。特に、就学前児童の保護者では前回調査時の13.1%から11.6ポイント増加しています。

このような、身近な人からの子育て支援を受けられない保護者に対する一時預かりなどの支援や、子育てネットワークづくりに対する支援についての周知を高めるとともに、支援体制やそれを受けやすい体制を充実させていく必要があります。



- 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
- 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
- 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- いずれもない

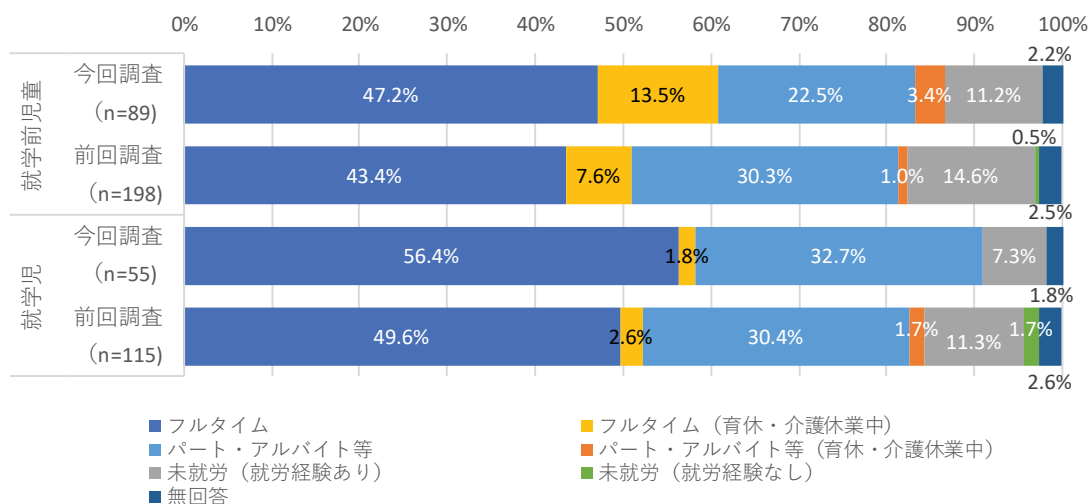
## ③保護者の就労状況

## (ア) 母親

母親の就労状況については、就学前児童の保護者では『フルタイムで就労している（※）』が47.2%、『パート・アルバイトで就労している（※）』が22.5%となっています。

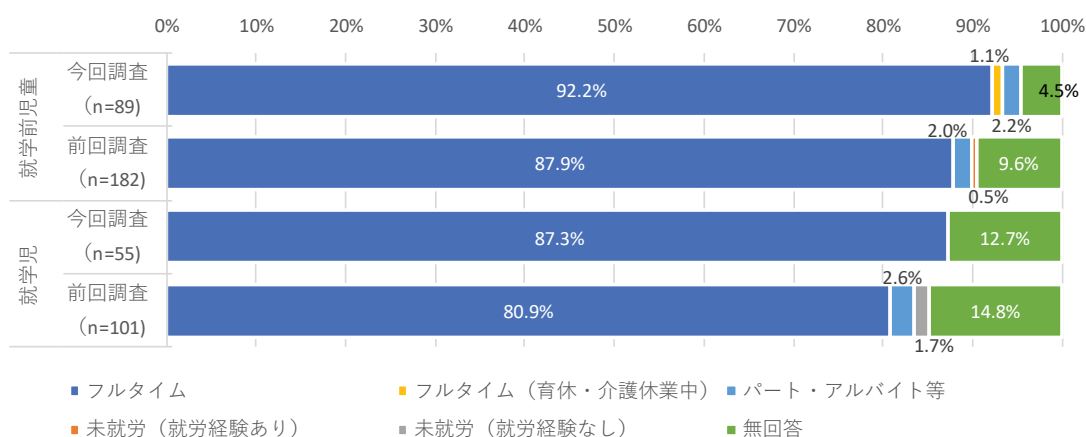
就学児の保護者では『フルタイムで就労している』が56.4%、『パート・アルバイトで就労している』が32.7%となっています。

また、『就労している母親（※）』の割合を前回と比較すると、就学前では3.8ポイント、就学児では6.8ポイント増加しています。



## (イ) 父親

父親の就労状況については、『フルタイムで就労している』（「フルタイム」+「フルタイム（産休・育休中等）」）が就学前児童の保護者で92.2%、小学生の保護者で87.3%となっており、前回調査よりそれぞれ4.3%、6.4%増加しています。



※『フルタイムで就労している』は「フルタイム」と「フルタイム（産休・育休中等）」の合計を、『パート・アルバイトで就労している』は「パート・アルバイト」と「パート・アルバイト（産休・育休中等）」の合計をそれぞれ表す。

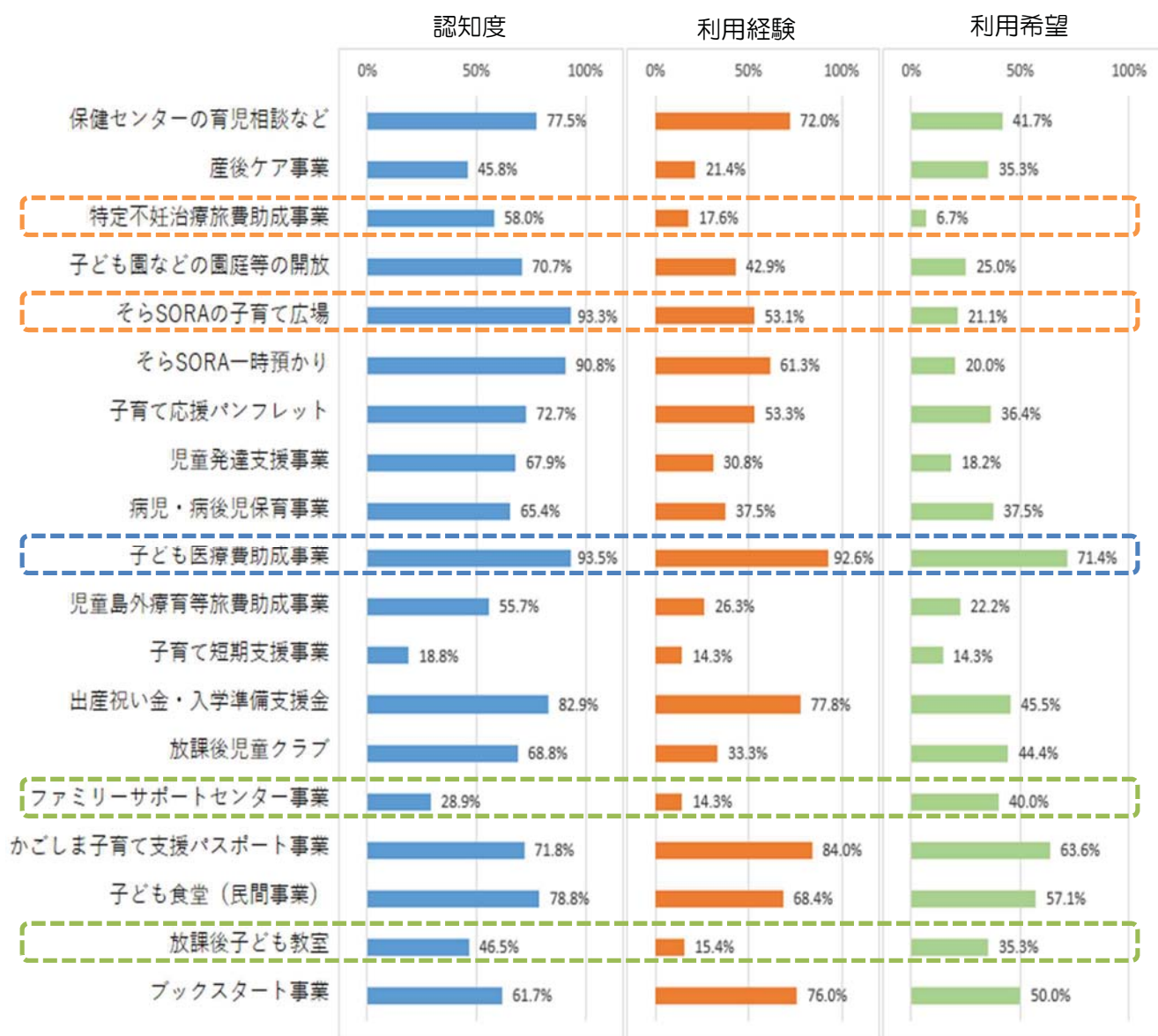
また、『就労している母親』は母親の『フルタイムで就労している』と『パート・アルバイトで就労している』の合計を表す。

#### ④知名町で行っている事業の周知・利用・利用希望の状況（就学前児童調査）

現在本町で行っている事業等については、認知度、利用経験、利用希望のすべてで「子ども医療」が最も高くなっています（青い破線）。

「特定不妊治療旅費助成事業」や「地域子育て支援拠点事業（そら SORA）の子育て広場」といった認知度は高いが利用経験が低い事業については、利用しやすい環境づくりが求められていると考えられます（橙の破線）。

「ファミリーサポートセンター事業」や「放課後子ども教室」といった利用経験は低いが利用希望が高い事業については、事業開始や利用方法に関する周知ときっかけづくりのさらなる促進、利用希望に対応できる供給体制の確保が必要と考えられます（緑の波線）。

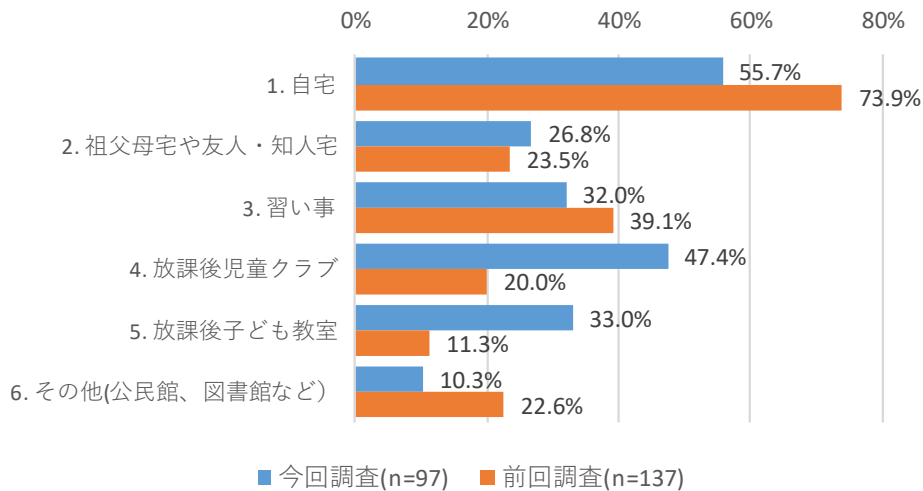




## ⑥放課後の過ごし方の希望（小学生調査）

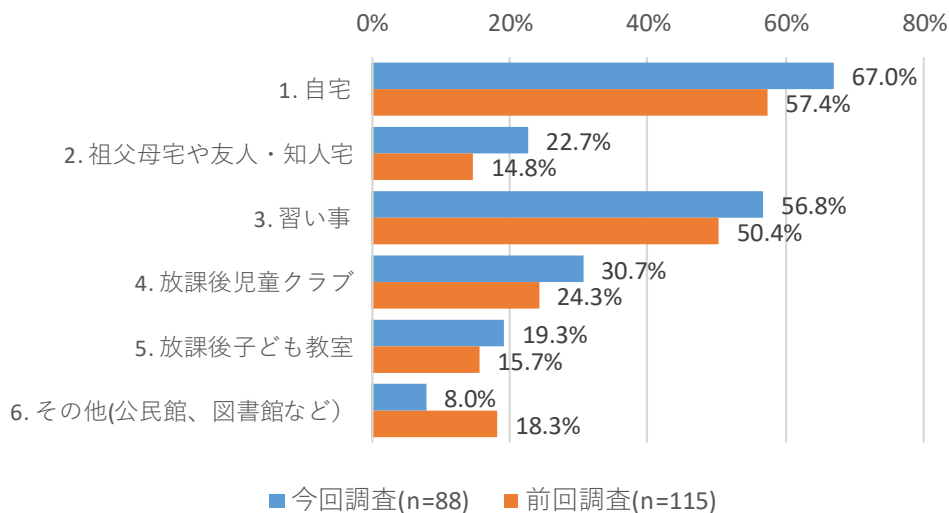
## （ア）低学年の放課後の過ごし方

低学年の放課後の過ごし方の希望については、「自宅」が55.7%と最も高くなっています。次に、「放課後児童クラブ」が47.4%となっています。前回と比較すると、「放課後児童クラブ」が27.4%と一大きく増加しました。



## （イ）高学年の放課後の過ごし方

高学年の放課後の過ごし方の希望については、「自宅」が67.0%と最も高くなっています。次に、「習い事」が56.8%となっています。前回と比較すると、「自宅」が9.6%と大きく増加しました。



### 3. 次世代育成支援行動計画に基づく評価

就学前児童調査では「7. 相談相手や手助けをしてくれる人がいないと感じる保護者の割合の割合」が0.3ポイント悪化したものの、その他項目は改善となりました。その一方で就学児調査では「10. 子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じると感じる保護者の割合」の割合が3.8%改善したものの、その他項目は悪化しました。特に「1. 子育て（教育）にかかる経済的負担が大きいと感じる保護者の割合」と「2. 仕事と子育ての両立が難しいと感じる保護者の割合」がそれぞれ37.9%、40.0%と大きく悪化しています。

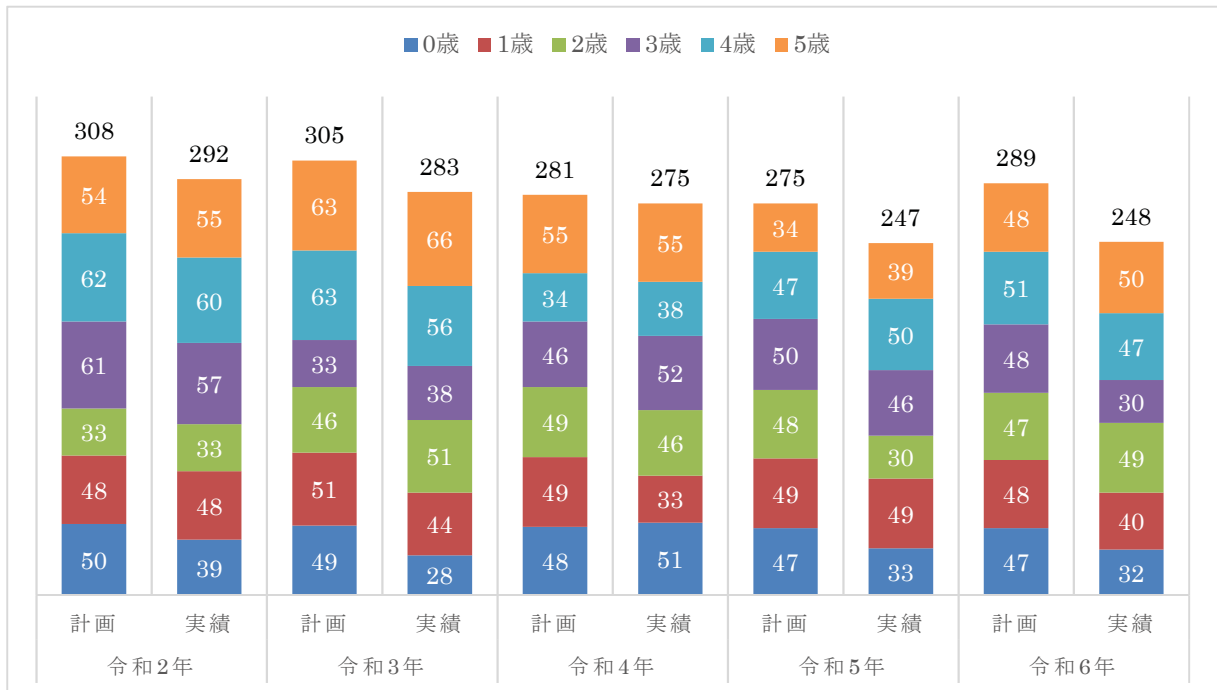
| 指標                                          |      | 前々回調査<br>(平成25年度) | 前回調査<br>(平成30年度) | 今回調査<br>(令和5年度) | 前回と<br>今回の差 |
|---------------------------------------------|------|-------------------|------------------|-----------------|-------------|
| 1. 子育て（教育）にかかる経済的負担が大きいと感じる保護者の割合           | 就学前児 | 35.0%             | 53.5%            | 33.7%           | 19.8%       |
|                                             | 就学児  | 32.1%             | 53.0%            | 90.9%           | ▲37.9%      |
| 2. 仕事と子育ての両立が難しいと感じる保護者の割合                  | 就学前児 | 31.0%             | 42.4%            | 34.8%           | 7.6%        |
|                                             | 就学児  | 32.8%             | 40.0%            | 80.0%           | ▲40.0%      |
| 3. 子どもの健康や発達に不安を感じると感じる保護者の割合               | 就学前児 | 18.2%             | 23.2%            | 14.6%           | 8.6%        |
|                                             | 就学児  | 13.1%             | 20.9%            | 43.6%           | ▲22.7%      |
| 4. 地域医療体制への不安を感じると感じる保護者の割合                 | 就学前児 | 28.1%             | 30.8%            | 21.3%           | 9.5%        |
|                                             | 就学児  | 18.2%             | 33.0%            | 61.8%           | ▲28.8%      |
| 5. 保育サービスや施設が利用しにくいと感じる保護者の割合               | 就学前児 | 20.7%             | 14.6%            | 5.6%            | 9.0%        |
|                                             | 就学児  | 7.3%              | 13.0%            | 16.4%           | ▲3.4%       |
| 6. 安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にないと感じる保護者の割合     | 就学前児 | 32.5%             | 35.4%            | 31.5%           | 3.9%        |
|                                             | 就学児  | 35.0%             | 51.3%            | 60.0%           | ▲8.7%       |
| 7. 相談相手や手助けをしてくれる人がいないと感じる保護者の割合            | 就学前児 | 5.4%              | 7.6%             | 7.9%            | ▲0.3%       |
|                                             | 就学児  | 1.5%              | 6.1%             | 16.4%           | ▲10.3%      |
| 8. 安全な通園・通学ができる歩道や防犯施設等の整備が進んでいないと感じる保護者の割合 | 就学前児 | 19.7%             | 19.7%            | 9.0%            | 10.7%       |
|                                             | 就学児  | 17.5%             | 22.6%            | 32.7%           | ▲10.1%      |
| 9. 子どもの教育やいじめなどが心配と感じる保護者の割合                | 就学前児 | 24.1%             | 29.3%            | 13.5%           | 15.8%       |
|                                             | 就学児  | 21.2%             | 37.4%            | 41.8%           | ▲4.4%       |
| 10. 子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じると感じる保護者の割合       | 就学前児 | 11.3%             | 14.1%            | 3.4%            | 10.7%       |
|                                             | 就学児  | 10.2%             | 18.3%            | 14.5%           | 3.8%        |
| 11. 自分の時間が取れず、自由がないと感じる保護者の割合               | 就学前児 | 15.8%             | 18.2%            | 15.7%           | 2.5%        |
|                                             | 就学児  | 11.7%             | 18.3%            | 38.2%           | ▲19.9%      |

## 4. 第2期計画の評価

### (1) 児童数推計値と実績値比較

第2期計画の計画期間である、令和2年から令和6年の児童数の推計値と実績値の合計を比較すると、全ての年度において推計値を下回っています。

【児童数推計値と実績値比較】



(人)

|     | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 推計値 | 308  | 305  | 281  | 275  | 289  |
| 実績値 | 292  | 283  | 275  | 247  | 248  |
| 差   | -16  | -22  | -6   | -28  | -41  |

出典：児童数推計値「知名町子ども・子育て支援事業計画」（第2期）知名町  
 児童数実績値「住民基本台帳」知名町 人口はすべて各年4月1日時点のデータ

## (2) 教育・保育に関する状況

教育・保育の状況について、1号認定児は認定こども園で、2号認定（教育ニーズ以外）及び3号認定児は認可保育所1か所及び認定こども園2か所で教育・保育されています。1号認定の需要は減少傾向にあり、確保方策の実績を量の見込みの実績が下回っている状態にありますが、2号認定3号認定の需要は増加傾向にあり、確保方策の実績を量の見込みの実績が上回っている状態にあります。

### ① 1号認定

|                         |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の<br>見込み               | 利用人数見込み | 56    | 50    | 45    | 41    | 46    |
|                         | 利用人数実績  | 26    | 25    | 25    | 18    | 6     |
| 確保方策                    | 目標利用定員  | 80    | 80    | 80    | 80    | 80    |
|                         | 利用定員実績  | 80    | 80    | 80    | 80    | 80    |
| 過不足（確保方策実績－<br>量の見込み実績） |         | 54    | 55    | 55    | 62    | 74    |

※ 量の見込みの実績は、実際の利用人数を、確保方策の実績は実際の利用定員を指す（以下同）。

### ② 2号認定（教育ニーズ以外）

|                         |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の<br>見込み               | 利用人数見込み | 116   | 104   | 94    | 86    | 96    |
|                         | 利用人数実績  | 142   | 132   | 116   | 116   | 118   |
| 確保方策                    | 目標利用定員  | 105   | 105   | 105   | 105   | 105   |
|                         | 利用定員実績  | 105   | 105   | 105   | 105   | 105   |
| 過不足（確保方策実績－<br>量の見込み実績） |         | -37   | -27   | -11   | -11   | -13   |

### ③ 3号認定（0歳児）

|                         |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の<br>見込み               | 利用人数見込み | 36    | 35    | 34    | 34    | 34    |
|                         | 利用人数実績  | 9     | 9     | 11    | 9     | 8     |
| 確保方策                    | 目標利用定員  | 37    | 37    | 37    | 37    | 37    |
|                         | 利用定員実績  | 37    | 37    | 37    | 37    | 37    |
| 過不足（確保方策実績－<br>量の見込み実績） |         | 28    | 28    | 26    | 28    | 29    |

## ④3号認定（1－2歳児）

|                         |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の<br>見込み               | 利用人数見込み | 73    | 88    | 89    | 87    | 86    |
|                         | 利用人数実績  | 62    | 76    | 59    | 66    | 66    |
| 確保方策                    | 目標利用定員  | 98    | 98    | 98    | 98    | 98    |
|                         | 利用定員実績  | 98    | 98    | 98    | 98    | 98    |
| 過不足（確保方策実績－<br>量の見込み実績） |         | 36    | 22    | 39    | 32    | 32    |

## (3) 地域子ども・子育て支援事業に関する状況

地域子ども・子育て支援事業については、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室が計画的に確保できております。子育て援助活動支援事業、実費徴収にかかる補足給付を行う事業、多様な主体が参画することを促進するための事業は、事業を実施していません。その他の事業については、おおむねニーズを満たしています。

## ①利用者支援事業

現在、保健センターで実施しています。

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施箇所数（箇所） | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

## ②時間外保育事業（延長保育事業）

現在、町内保育園及びこども園で実施しています。計画期間を通して十分に対応できている状態です。

|           |             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用<br>人数  | 量の見込み（人）    | 54    | 53    | 51    | 48    | 51    |
|           | 利用実績（人）     | 21    | 19    | 20    | 41    |       |
| 利用<br>定員  | 目標（確保方策）（人） | 54    | 53    | 51    | 48    | 51    |
|           | 利用定員実績（人）   | 54    | 53    | 51    | 48    |       |
| 実施箇所数（箇所） |             | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     |

### ③放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現在、放課後児童クラブが2か所、放課後子ども教室が1か所実施しています。

#### ■利用者数（人）

|                         |             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用<br>人数                | 量の見込み（人）    | 94    | 89    | 91    | 93    | 81    |
|                         | 利用実績（人）     | 62    | 53    | 44    | 67    |       |
| 利用<br>定員                | 目標（確保方策）（人） | 94    | 89    | 91    | 93    | 81    |
|                         | 利用定員実績（人）   | 94    | 89    | 91    | 93    |       |
| 過不足（確保方策実績－<br>量の見込み実績） |             | 32    | 36    | 47    | 26    |       |

#### ■施設数（箇所）

|    |          | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画 | 放課後児童クラブ | 2     | 2     | 2     | 3     | 3     |
|    | 放課後子供教室  | 1     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 実績 | 放課後児童クラブ | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
|    | 放課後子供教室  | 0     | 1     | 2     | 2     | 1     |

### ④子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

第2期計画策定時に、子育て短期支援事業のニーズはありませんでしたが、本町では受け皿確保のため令和5年度から事業を開始しました。

|          |          | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用<br>者数 | 量の見込み（人） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|          | 利用実績（人）  | 0     | 0     | 0     | 0     |       |
| 供給<br>量  | 確保方策（人）  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|          | 実績（人）    | 0     | 0     | 0     | 0     |       |

## ⑤乳児家庭全戸訪問事業

現在、保健センターで事業を実施しています。量の見込みは、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象とすることから、0歳児推計値を量の見込みを目標値としています。対象となるすべての家庭に対し、事業を実施しています。

|        |          | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問実施者数 | 量の見込み（人） | 50    | 49    | 48    | 47    | 47    |
|        | 実施実績（人）  | 26    | 52    | 31    | 27    |       |
| 訪問対象者数 | 確保方策（人）  | 50    | 49    | 48    | 47    | 47    |
|        | 対象者実績（人） | 26    | 52    | 31    | 27    |       |

## ⑥養育支援訪問事業

現在、保健センターで事業を実施しています。対象者は減少傾向にありますが、若年妊婦や子育てに対して不安を感じている家庭は少なくない状態です。

|        |          | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問実施者数 | 量の見込み（人） | 48    | 47    | 46    | 45    | 45    |
|        | 実施実績（人）  | 2     | 1     | 1     | 2     |       |
| 訪問対象者数 | 確保方策（人）  | 48    | 47    | 46    | 45    | 45    |
|        | 対象者実績（人） | 2     | 1     | 1     | 2     |       |

## ⑦地域子育て支援拠点事業

現在、地域子育て支援拠点事業所そら・SORAで事業を実施しています。令和2年度から令和5年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用実績が量の見込みを下回っていますが、令和6年度については影響も落ち着いてきていると思われます。

子育て中の親子交流、親にとっての学び・情報交換、子育て相談など気軽に利用できる地域の子育ての支援拠点として、機能していると思われます。

|          |              | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用回数     | 量の見込み（人回）    | 1,572 | 1,752 | 1,764 | 1,728 | 1,704 |
|          | 利用実績（人回）     | 1,193 | 1,420 | 995   | 1,230 |       |
| 提供量      | 目標（確保方策）（人回） | 1,572 | 1,752 | 1,764 | 1,728 | 1,704 |
|          | 提供体制実績（人回）   | 1,193 | 1,420 | 995   | 1,230 |       |
| 実施箇所（箇所） |              | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

### ⑧－１ 一時預かり事業（幼稚園型）

１号認定の幼児について、教育時間の前後の時間において、認定こども園等で保育を実施する事業です。現在、認定こども園２箇所で行っています。

|           |              | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|-----------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用        | 量の見込み（人日）    | 1,608 | 1,441 | 1,301 | 1,185 | 1,326 |
| 日数        | 利用実績（人日）     | 32    | 36    | 20    | 24    |       |
| 提供        | 目標（確保方策）（人日） | 2,600 | 2,600 | 2,600 | 2,600 | 2,600 |
| 日数        | 提供体制実績（人日）   | 2,600 | 2,600 | 2,600 | 2,600 |       |
| 実施箇所数（箇所） |              | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |

### ⑧－２ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

現在、認定こども園２箇所、保育園１箇所及び地域子育て支援拠点事業所で事業を実施しています。

|           |              | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|-----------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用        | 量の見込み（人日）    | 732   | 726   | 694   | 657   | 688   |
| 日数        | 利用実績（人日）     | 17    | 524   | 1,059 | 1,003 |       |
| 提供        | 目標（確保方策）（人日） | 780   | 780   | 780   | 780   | 780   |
| 日数        | 提供体制実績（人日）   | 780   | 1,040 | 1,040 | 1,040 |       |
| 実施箇所数（箇所） |              | 3     | 4     | 4     | 4     | 4     |

### ⑨病児・病後児保育事業

現在、本部医院で一日当たり定員２名として実施しています。

供給体制は確保方策に基づき整備されています。ニーズと比較して利用者数が少ないため、保護者の要望等の調査と事業周知の必要があります。

|           |              | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|-----------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用        | 量の見込み（人日）    | 498   | 491   | 468   | 443   | 465   |
| 日数        | 利用実績（人日）     | 12    | 16    | 16    | 11    |       |
| 提供        | 目標（確保方策）（人日） | 520   | 520   | 520   | 520   | 520   |
| 日数        | 提供体制実績（人日）   | 520   | 520   | 520   | 520   |       |
| 実施箇所数（箇所） |              | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |



## ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該園児を行うことを希望する者との相互活動に関する連絡、調整を行う事業です。現在、本町では事業を実施していません。

|          |              | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用<br>日数 | 量の見込み（人日）    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|          | 利用実績（人日）     | 0     | 0     | 0     | 0     |       |
| 提供<br>日数 | 目標（確保方策）（人日） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|          | 提供体制実績（人日）   | 0     | 0     | 0     | 0     |       |

## ⑪妊産婦健康診査

現在、対象者全員に対して事業を実施しています。

妊婦健康診査（受診券 14 回発行）と心身の健康状態の把握を行い、産後初期における支援強化のために、新たに産婦健康診査（産後2週間健診 受診券発行）を実施し母子の健康維持に努めています。

|          |              | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用<br>回数 | 量の見込み（人回）    | 700   | 686   | 672   | 658   | 658   |
|          | 利用実績（人回）     | 535   | 561   | 427   | 338   |       |
| 提供<br>体制 | 目標（確保方策）（人回） | 700   | 686   | 672   | 658   | 658   |
|          | 提供体制実績（人回）   | 535   | 561   | 427   | 338   |       |

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現在、本町では事業を実施していません。

## ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本町の教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、町内既存施設による対応で充分であり、計画期間中の新規参入事業者に対する巡回支援の検討・実施はありませんでした。

## 5. 課題のまとめ

---

### （１）定期的な教育・保育に関すること

保育の必要性がない１号認定の需要が減少傾向にあり確保方策実績が量の見込みを下回る状態が続いている一方で、保育の必要性がある２号・３号認定の需要は増加傾向にあります。このことは、共働き世帯の増加や女性の就業率の上昇といった社会構造の変化の影響によるものです。

安定して受け入れるためには保育園・認定こども園の職員確保が必要です。職員の確保は、教育・保育の量の確保の面から重要であるだけでなく、職員一人あたりの負担の軽減にもつながります。人材の確保のため、多様な手段の活用が求められます。

今後は、放課後児童クラブや放課後子ども教室といった地域に関わる多様な組織・団体、個人を加えた町全体での連携が求められます。

### （２）地域における子育て支援事業に関すること

利用者意向調査では放課後児童クラブの利用希望が47.4%（低学年）、30.7%（高学年）と依然として高い水準です。多様な働き方への対応を見据え、引き続き体制の維持と更なる充実について検討していくことが望まれます。

現在の利用者・対象者が少ない事業であっても、潜在的なニーズや重要性を踏まえて、本町の実情に応じて、利用方法の周知や内容の充実を図り、利用希望者が効果的、効率的に事業を利用できるような取り組みが重要となります。

### （３）母子保健に関すること

各種健康診査受診率は、全体として98%以上の高い水準で維持されていますが、例えば１歳６か月児健康診査受診率は令和２年度100%に対し、令和４年度には98.0%と若干の減少が見られます。子どもの月齢が上がるにつれて受診率が若干減少する傾向がある点も考慮し、受診率維持のための啓発活動や、受診しやすい環境づくりが重要です。

各予防接種の実施率は、いずれも高い水準で維持されており、引き続き接種率維持のための啓発活動や、接種しやすい環境づくりが重要です。衛生・栄養面に課題がある児童や乳幼児健診等の未受診者の家庭に対する情報提供や支援が求められます。

#### （４）保護者の就労に関すること

仕事と子育ての両立が難しいと感じる保護者の割合は依然として高く、就学児の保護者では80.0%と前回調査と比較して40.0%の大幅な増加が見られました。その一方で、お子さんが生まれた時に、育児休業を取得した父親の割合は12.5%と低い数値です。仕事と子育てを両立できるような、柔軟な働き方の推進や、保育サービスの更なる充実などが喫緊の課題です。

働き方改革や多様な就労形態の普及が進む中で、保護者の就労形態は多様化しています。男女共同参画に関する意識向上の醸成を進めながら、多様な働き方を目指した意識改革推進のための広報・啓発について、国、県、関係機関との連携等が求められます。

#### （５）子育て家庭を取り巻く生活環境に関すること

知名町の人口は平成12年から令和2年まで減少を続けています。また令和7年以降の推計でも減少が予想されています。子育て世代の減少を食い止め、地域全体で子育てを支える意識の醸成や、子育て世代が定住しやすい魅力的なまちづくりが重要です。

また、アンケートでは子どもをみてもらえる親族、友人・知人がいるとする保護者が減少するなど、近年、地域のつながりが希薄化しており子育てに対する悩みや不安感、負担感が増加しています。

子育て家庭が地域社会から孤立しないよう、地域における子育て支援のネットワーク強化や、地域住民の子育て支援への参加促進などが求められます。

#### （６）経済的な負担に関すること

子育て(教育)にかかる経済的負担が大きいと感じる保護者の割合は、就学児の保護者で90.9%に達し、前回調査から37.9%増加しています。

子育て世代の女性の就業率の増加や子ども医療費助成への認知度や利用経験が高いことから、経済的な負担の軽減は重要であると考えられます。

国の動きを踏まえながら、町の支援制度についても継続して実施、周知、検討を行う必要があります。

## （７） 支援を必要とする子どもや家庭への支援に関すること

子どもをみてくれる親族、友人・知人が「いずれもない」と回答した保護者の割合は、就学前児童で 24.7%、就学児で 20.0%に上ります。孤立しがちな子育て家庭が、子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる体制の拡充とともに、支援が必要な家庭への積極的なサポートが重要です。

支援を必要とする子どもや家庭の早期発見、早期支援は、全ての子どもが健やかに成長するために不可欠です。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することで、保護者の不安を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる地域社会の実現を目指すためにも、関係機関の緊密な連携による情報共有が必要です。

## （８） 支援体制（相談など）に関すること

子育て家庭が抱える課題は複雑化、多様化しており、専門的な知識やスキルを持つ相談員の育成や、相談支援体制の強化が不可欠です。保健センターの育児相談の認知度と利用経験は 7 割を超えており、引き続き、利用しやすい相談体制の整備が必要です。

子育て支援に関する情報を、必要な人に、必要なタイミングで、確実に届けられるよう、従来の広報誌等に加え、SNS やアプリなど多様な情報発信手段を活用するとともに、情報アクセスの向上を図る必要があります。

子ども・子育て支援に関する課題は、教育、保育、保健、福祉、医療など多岐にわたるため、関係機関が緊密に連携し、それぞれの専門性を活かしながら、子育て家庭を地域全体で支える総合的な支援体制を構築していく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

A solid blue horizontal bar with a wavy top edge, spanning the width of the page below the chapter title.

## Ⅰ. 基本理念

---

本計画においては、本町のこれまでの子育て施策の流れを引き継ぎ、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承し、以下のように設定します。

### 基本理念

**『 童(わらび)が育てば 地域も育つ  
童(わらび)が笑えば 地域も笑う  
みんなのふるさと フローラル知名 』**

少子化や核家族化の進行、家庭と地域とのつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、子どもや家庭をとりまく環境が大きく変化している中で、集落(シマ)に童(わらび)の笑顔があふれ、保護者が集落の中でゆとりをもって子育てができるように

『 童（わらび）が育てば 地域も育つ

童（わらび）が笑えば 地域も笑う

みんなのふるさと フローラル知名 』の実現を目指します。

この基本理念の実現に向け、「子は宝」という価値観のもとで、子どもの個性と可能性を育み、ゆとりをもって子どもを生み育てることができるまちづくりを進めるとともに、子どもが持つ権利や自由を尊重し、子どもの最善の利益を得られるようなまちづくりを進めます。

## 2. 基本的な視点

本計画を策定するにあたり、以下の4つの大きな視点を持って進めることとしました。この4つの視点を、計画全体において総合的に取り入れ、各視点における目指す姿を支援し、計画を推進していきます。

### 1 子どもの「育つ力」の視点

子どもの特性に応じて、自ら考え判断する力や、豊かな人間性、健康と体力といった子ども一人一人の個性や可能性を育むため、家庭、行政、施設関係者、地域(事業者を含む)が相互に連携・協力し、地域全体で子どもを育む環境づくりを推進します。

### 2 家庭の「育てる力」の視点

近年の厳しい社会経済状況の影響から、共働き世帯の増加や就労形態が多様化しており、子育て家庭の負担や不安、孤立感が高まっています。

子育て家庭が、子育てを楽しみ、子どもと共に成長できるよう、子どもを持つ親同士や子どもを持つ親と地域の子育て経験者が交流する機会を設けるなど子育て家庭の孤立を防ぐとともに、子育てに関する悩みや不安の解消を図り、家庭の「育てる力」を育みます。

### 3 地域の「育てる力」の視点

核家族化、人間関係の希薄化といった社会状況の変化は本町にも確実に押し寄せており、地域で子どもを育てる風土についても、近年、連帯意識が希薄化し、地域の子育て機能が低下しています。

このような状況から、元来、本町が有していた「地域で子どもを守り育てる機能」を再生・強化するために、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支えていくという視点が重要です。地域住民の意識啓発を図るとともに、地域住民が子ども会や地域行事などを通して、子どもの育成や子育て支援にかかわる機会を拡充し、地域の「育てる力」を育みます。

### 4 すべての子どもと家庭を「支える力」の視点

子どもと子育て家庭の置かれた状況を踏まえ、仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みや男女共同参画の推進等、子どもや子育て家庭を社会全体で支えていく意義について、意識啓発を図るとともに、子育て家庭を支援する生活環境の整備や安全なまちづくりを推進する等、結婚から妊娠・出産、育児の切れ目のない支援を行うことで、すべての子どもと家庭を支えます。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困及び虐待といった様々な理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、広く「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取り組みを進めます。



### 3. 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、次の6項目を基本目標として定め、施策を推進していきます。

#### 基本目標1 地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で支える様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

#### 基本目標2 子どもの心身や健やかな成長に向けた支援の充実

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

#### 基本目標3 安心して生み育てられる切れ目のない支援の推進

親が安心して子どもを生み、すべての子どもが健やかに生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

#### 基本目標4 職業生活と家庭生活の両立

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含め働き方や就労体系を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりのための普及啓発に取り組みます。

#### 基本目標5 子どもの権利を尊重する社会の実現

児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、障がいのある子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

#### 基本目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるように、快適な住環境の整備や地域全体での見守りを推進することで事故や犯罪を防ぎ、安心してのびのびと活動ができるまちを目指します。





## 4. 計画の体系

【基本理念】『 童（わらび）が育てば 地域も育つ  
 童（わらび）が笑えば 地域も笑う  
 みんなのふるさと フローラル知名 』

| 基本的な視点            | 基本目標                      | 施 策                                                                                                                                 |
|-------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子どもの<br>「育つ力」     | 1 地域における子育て支援の充実          | (1) 就学前の子どもの教育・保育環境の充実<br>(2) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保<br>(3) 外国につながる児童への配慮<br>(4) 放課後児童健全育成事業の推進<br>(5) 多様な保育サービスの充実 |
| 家庭の<br>「育てる力」     | 2 子どもの心身の健全やかな成長に向けた支援の充実 | (1) 次代の親の育成<br>(2) 学校教育の充実<br>(3) 家庭や地域の教育力の向上<br>(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進                                                             |
|                   | 3 安心して生み育てられる切れ目ない支援の推進   | (1) 情報提供・相談体制の充実<br>(2) 母子の健康の確保・増進<br>(3) 子どもの発達段階に応じた食育の推進<br>(4) 関係機関と連携した地域医療体制の充実<br>(5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実               |
| 地域の<br>「育てる力」     | 4 職業生活と家庭生活の両立の推進         | (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し<br>(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備                                                                                 |
|                   | 5 子どもの権利を尊重する社会の実現        | (1) 児童虐待防止対策の充実<br>(2) 障がいのある子どもとその家族に対する生活支援の充実<br>(3) ひとり親家庭の自立支援の推進<br>(4) 子育てに伴う経済的負担の軽減                                        |
| すべての子どもと家庭を「支える力」 | 6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備     | (1) 安心して子育てできる住環境の整備<br>(2) 道路交通環境の整備、交通マナーの普及啓発<br>(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進<br>(4) 被害に遭った子どもの保護の推進                               |



## 第4章 施策の展開

A horizontal blue bar with a wavy, undulating top edge, spanning the width of the page below the chapter title.

# 基本目標 1 地域における子育て支援の充実

---

## ◆現状と課題

本町では女性の就業率の上昇等を背景に、定期的な教育・保育の利用者が増加する一方で、保育園、認定こども園の職員が不足しています。職員の増員は、教育・保育の量の確保の面から重要であるだけでなく、質の向上と職員一人あたりの負担の軽減にもつながります。様々な手段を用いて人材確保の支援に努めます。

また、質の高い教育・保育の提供のためには、各関係機関の連携が重要となります。現在、保・小・中での連携は積極的に行われていますが、今後は、放課後児童クラブや民生委員等を加えた町全体での連携が求められます。また、外国につながる子どもへの配慮などが求められています。

小学生の放課後の過ごし方として、放課後児童クラブの利用率が高く、今後も安定した量の確保と、学校等との連携促進や長期休暇時へ対応できる運営体制の構築といった運営の質を向上させる取り組みが必要となります。

地域子ども・子育て支援事業は、利用者・対象者が少ない事業であっても、その潜在的なニーズや重要性を踏まえた事業の実施が求められます。本町の実情と事業の性質にあわせ、事業の周知や内容の充実等を行い、利用希望者が適切に事業を利用できるように努めます。

## (1) 就学前の子どもの教育・保育環境の充実

### ◆今後の方向性

- 現状の体制を維持拡充し、適切な教育・保育の利用や保護者の様々な要望に対応する体制づくりを進めます。
- 人材確保のため、防災無線や町広報誌、ハローワーク等で、幅広く募集するとともに、新たな人材確保の手段を検討します。
- 毎年、職員及び関係機関で教育課程の見直しを行い、教育・保育の質を向上に努めます。

## 【主要事業】

| 事業名                       | 担当課    | 内容                                                                                                                                                                             |
|---------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認定こども園の<br>設置・運営          | 子育て支援課 | <p>○認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。子育て相談や親子の交流の場も用意されていて、園に通っていないなくても利用できます。</p> <p>○保護者の状況やニーズに対応した保育の受け皿の確保や家庭で子育てされている保護者と地域との交流の架け橋に努めます。</p> |
| 保育士や<br>保育教諭の<br>確保及び資質向上 | 子育て支援課 | <p>○保育士不足の問題に対応するため、ハローワーク等と連携し、保育士・保育教諭を確保します。</p> <p>○教育・保育の質の向上のために、各認定こども園で、自己評価、保護者アンケートを実施し、第三者委員への報告、意見等の検討を行っています。</p> <p>○今後も保健センターとの連携に努め、子育てに関する情報の共有を行っていきます。</p>  |
| 子ども・子育て会議<br>による評価        | 子育て支援課 | <p>○教育・保育施設におけるサービス向上に向けた取り組みを促進するため、子ども・子育て会議による専門的かつ客観的な立場からの評価を実施します。</p> <p>○こども計画の策定及び施策について、委員を交え地域の子育ての実情を踏まえ審議します。</p>                                                 |
| 利用定員の適正化                  | 子育て支援課 | <p>○保護者ニーズに対応するよう、町内施設の利用定員数の適正化を図り、入所実態に即した定員の見直しを行います。</p> <p>また、申し込みがあった施設が定員に達し対応できない場合は、町内のその他の施設での受入等を検討します。</p>                                                         |

## (2) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

## ◆今後の方向性

○保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、保育園等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

### (3) 外国につながる児童への配慮

#### ◆今後の方向性

○外国人の親を持つ幼児や帰国子女など、外国につながる幼児が教育・保育を利用する場合には、関係各課や施設と調整し、教育・保育の提供体制を確保できるように努めます。

### (4) 放課後児童健全育成事業の推進

#### ◆今後の方向性

○放課後児童クラブの利用率が高く、今後も安定した量の確保と、運営の質の向上を推進します。

#### 【主要事業】

| 事業名                   | 担当課    | 内容                                                                                                                                       |
|-----------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 放課後児童健全育成事業<br>(学童保育) | 子育て支援課 | ○就労等の理由により保護者が日中家にいない家庭に対し、放課後や長期休暇時に小学生の子どもを保育施設等で預かる事業です。<br>○今後も安定した量の確保と、支援員の研修会等への参加など支援員の質の向上に努めます。<br>○小学校等との連携促進や長期休暇時への対応に努めます。 |

### (5) 多様な保育サービスの充実

#### ◆今後の方向性

○各事業について、適宜ニーズや実績の把握、内容の検討を行い、すべての人が安心して子育てをできるように各サービスを適切に実施します。

○現在、利用者・対象者が少ない事業についても、その潜在的なニーズや重要性に応じ、利用方法の周知や内容の充実等を行い、利用希望者が効果的、効率的に事業を利用できるように努めます。

○今後も、子育てに関する情報提供や相談体制を維持し、子育て家庭の不安軽減に努めるとともに、子育て広場や園庭開放などを通して親子・親同士の交流・連携の場を提供していきます。

## 【主要事業】

| 事業名            | 担当課    | 内容                                                                                                                                                                                                         |
|----------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 病児・病後児保育       | 子育て支援課 | <p>○児童が病気又は回復期であり、集団保育が困難で保護者の勤務の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院または保育施設などで一時的に預かる事業です。</p> <p>○現在、本部医院で実施しています。</p> <p>○保護者の要望等の把握と事業の周知を行い、利用しやすい事業となるように努めます。</p>                                               |
| 一時預かり事業        | 子育て支援課 | <p>○保護者の仕事の都合や通院、自身の活動やリフレッシュ等の際に、保育園などで一時的に子どもを保育する事業です。</p> <p>○今後も、町内の教育・保育施設3園と地域子育て支援拠点事業所のすべてで継続して事業を実施できるように努めます。</p>                                                                               |
| 地域子育て支援拠点事業    | 子育て支援課 | <p>○地域子育て支援基盤の核として、子育て相談等の支援を行う事業です。現在、社会福祉協議会へ事業を委託し、そら・SORA で実施しています。</p> <p>○子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に、常設の子育て広場を開設し、子育て家庭等の親とその子どもが気軽に集い、交流する場を提供しています。また、課題を抱えた家族が日常生活の延長線上で支援を得る場を提供します。</p> |
| 子育て広場や園庭開放     | 子育て支援課 | <p>○認定こども園すまいる及び認定こども園きらきら、そら・SORA では子育てひろばを実施しています。また、しらゆり保育園では、園独自に園庭開放を行っております。</p>                                                                                                                     |
| こども誰でも通園制度（仮称） | 子育て支援課 | <p>○全ての子育て家庭に対する支援強化として月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で利用できる通園給付制度です。</p> <p>○令和8年度の制度開始に向け、整備を行っていきます。</p>                                                                                                   |

## 基本目標 2 子どもの心身の健やかな成長に向けた支援の充実

### 【現状と課題】

子どもの心身の健やかな成長のためには、子どもは次世代の親になる、知名町の担い手になるという長期的な視野に立って、家庭、行政、施設関係者、地域等が連携・協働し、地域全体で子どもを育てていくことが重要となります。

子育てについて頼れる人がいないと感じる保護者が増加していることから、地域での子育てに関する助け合い・見守りを促進する必要があります。特に、子ども会の活動が縮小している地域があることから、適切な指導と支援による活動の促進と、地域全体で子ども会活動を支援する体制の確立が求められます。

また、子どもが成長するにつれ、薬物や飲酒・喫煙、性や暴力等に関する過激な情報に接する機会が増加します。行政、学校、地域等が協力し、子どもが有害環境に巻き込まれないための活動が求められます。

### (1) 次代の親の育成

#### ◆今後の方向性

○子どもは次代の親になるという認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

○本町の伝統や文化を伝える機会を設け、地域の文化を継承する人材を育成します。

### 【主要事業】

| 事業名                 | 担当課    | 内容                                                                                                                                                                     |
|---------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子ども会育成会活動           | 生涯学習係  | ○各地区で組織されている子ども会育成会の活動の促進を図ります。地域全体を巻き込んだ活動を後押しするため、児童生徒の少ない地域は、近隣地域や規模の大きい地域との合同活動が可能となるように、地域に働きかけ、活動内容に格差が生じないように努めます。<br>○予算確保についての助言を行い、活動が縮小することのないように働きかけていきます。 |
| 教育・保育施設における伝統食の取り入れ | 子育て支援課 | ○教育・保育施設の給食で地域の伝統食を取り入れる事によって、親から子へ、子から孫へと伝承されてきた、食文化の意義や必要性に気づかせる食育活動を行っていきます。                                                                                        |



## (2) 学校教育の充実

## ◆今後の方向性

- 次代の担い手である子どもが、確かな学力を身に付け、豊かな心や身体を育み、個性豊かに生きる力を伸長ができるよう、児童生徒一人一人の実態や特性に応じたきめ細やかな教育ができる学校の教育環境等の整備に努めます。
- 地域に根ざした特色ある学校づくりをするために、認定こども園・保育園・小学校・関係機関等の連携強化を図ります。

## 【主要事業】

| 事業名            | 担当課   | 内容                                                                       |
|----------------|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 子どものための相談窓口の周知 | 学校教育係 | ○「かごしま子供 SNS 相談・通報窓口」を新たに周知し、LINE や Web から匿名でチャット相談・通報ができる窓口の活用を紹介しています。 |
| 学校における相談体制の整備  | 学校教育係 | ○各小中学校に県が委嘱したスクールカウンセラーを配置しています。<br>○臨床心理士等の資格を有する方の配置を継続するように努めます。      |
| 地域との交流         | 学校教育係 | ○運動会・学習発表会、学校参観週間等、行事やイベントを通じて地域住民との交流の機会を設けています。                        |

## (3) 家庭や地域の教育力の向上

## ◆今後の方向性

- 家庭教育学級、両親学級、母子健康相談等を開催し、親の心構えや準備等について普及啓発を行い、妊娠・子育てに関する不安の軽減を図ります。
- 「家庭教育学級」の対象範囲の拡大や今後の「地域で支える家庭推進事業」の実施等についての検討を行い、より効果的な事業となるように努めます。
- 地域全体で子どもを支え見守るという意識の向上と活動の促進に努めます。
- 各地区の子ども会の活動に差があることから、それぞれの子ども会の現状に応じて、活動の促進に努めます。

## 【主要事業】

| 事業名               | 担当課   | 内容                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭教育学級            | 生涯学習係 | <p>○「地域で支える家庭教育推進事業」を継続し、充実したものにしていきます。</p> <p>○小・中学校において実施している家庭教育学級を支援します。</p> <p>○未就学児を持つ保護者等への対象者の拡大を進めていきます。</p> <p>○家庭教育に関する情報を、各講座等にて提供していきます。家庭教育学級や家庭教育に関する情報を、広報誌に掲載していきます。</p> <p>○家庭教育支援員を育成して相談体制の充実を図ります。</p> |
| 両親学級              | 保健福祉課 | <p>○安心安全に妊娠期を過ごし、赤ちゃんを健やかに生み育てるための両親の学習の機会として助産師による講話を実施しています。</p> <p>○同じ月齢を持つ母親の友達づくりの場として、育児の楽しさや悩みを共有して、楽しく子育てをしてもらう機会をつくりまします。</p>                                                                                      |
| 母子健康相談            | 保健福祉課 | <p>○母親の妊娠中・子育て・子どもについての悩みや不安を解消する機会として実施する事業です。</p> <p>○子育て世代包括支援センターで、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援ができるよう、情報共有、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるように努めます。</p>                                                                              |
| 子ども会育成会活動<br>【再掲】 | 生涯学習係 | <p>○各地区で組織されている子ども会育成会の活動の促進を図ります。地域全体を巻き込んだ活動を後押しするため、児童生徒の少ない地域は、近隣地域や規模の大きい地域との合同活動が可能となるように、地域に働きかけ、活動内容に格差が生じないように努めます。</p> <p>○予算確保についての助言を行い、活動が縮小することのないように働きかけていきます。</p>                                           |

### 【母子健康相談内容例】

- ・妊娠・出産・産後の健康状態に関する相談
- ・新生児期からの育児に関する相談
- ・発育発達に関する相談
- ・子育て全般に関する相談
- ・不妊相談
- ・女性の健康に関する相談 等

お気軽に  
ご相談ください



## (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

## ◆今後の方向性

- 関係機関、関係団体、地域住民と連携・協力して、子どもが有害な情報に巻き込まれないように啓発活動や見守り活動を行います。
- 子どもを取り巻く有害環境から子どもを守るために、相談窓口を周知します。

## 【主要事業】

| 事業名                | 担当課   | 内容                                                                               |
|--------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 薬物乱用防止教室           | 学校教育係 | ○養護教諭や学校薬剤師、警察官による薬物乱用防止教室等を開催します。現在、年に一度町内の各小中学校で薬物乱用防止教室を開催しています。              |
| 子どものための相談窓口の周知【再掲】 | 学校教育係 | ○「かごしま子供 SNS 相談・通報窓口」を新たに周知し、LINE や Web から匿名でチャット相談・通報ができる窓口の活用を紹介しています。         |
| 情報教育の取り組み          | 学校教育係 | ○情報モラル教育に関する講話の実施や、保護者へのネット環境に関するフィルタリング設定の促進、また、PTA と連携した携帯電話の家庭での使用ルール設定に努めます。 |

## 基本目標 3 安心して生み育てられる切れ目のない支援の推進

### 【現状と課題】

安心して出産・子育てを行うためには、すべての子育て家庭と出産を希望する家庭に対する妊娠・出産期から子育て期の切れ目のない支援が重要です。そのためには、地域とのつながりが少ない保護者も含めたすべての家庭に対し、子育て支援の情報が行き渡るように、積極的な訪問・相談、広報の実施ときめ細やかな情報提供が必要となります。

母子の健康の維持のためには、健康状態の把握と病気の予防、小児医療の充実が重要です。相談等によるすべての家庭の状況の把握と、必要に応じて適切な支援へつなげる体制の整備と、幼児期のむし歯予防や、衛生・栄養面に課題がある児童や乳幼児健診等の未受診者といった個別の課題への対応が求められます。

本町で実施している子ども医療費の助成はニーズが非常に高く、今後も事業の継続が求められています。病児・病後児保育や各種健診等の各種事業・制度についても、提供体制の整備や周知を行い、適切に利用できるように努めます。

また、子どもの豊かな人間性を育むために、食育の推進や、学童期・思春期の保健対策や心の悩みを受け止める相談体制の充実に努めます。

### (1) 情報提供・相談体制の充実

#### ◆今後の方向性

○相談窓口については、アンケート調査で利用希望は高いことから、利用しやすい相談体制を整備することで、利用者の増加を図ります。

○相談の内容が多様化していることから、内容に応じて適宜各種サービスや関係機関につなげるよう努めます。

### 【主要事業】

| 事業名                 | 担当課    | 内容                                                                                                                                                                                              |
|---------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域子育て支援拠点事業<br>【再掲】 | 子育て支援課 | ○地域子育て支援基盤の核として、子育て相談等の支援を行う事業です。現在、社会福祉協議会へ事業を委託し、そら・SORA で実施しています。<br>○子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に、常設の子育て広場を開設し、子育て家庭等の親とその子どもが気軽に集い、交流する場を提供しています。また、課題を抱えた家族が日常生活の延長線上で支援を得る場を提供します。 |
| 乳幼児健康診査における育児支援強化事業 | 保健福祉課  | ○乳幼児健康診査時に育児相談を行い、必要な資源等の情報提供や関係機関との調整を行うことで、母親の育児に対する不安・負担の軽減を図ります。                                                                                                                            |

| 事業名             | 担当課    | 内容                                                                                                                                                               |
|-----------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乳児家庭全戸訪問事業      | 保健福祉課  | ○生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。<br>○訪問を通して、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けるよう調整します。また、里帰りを実施している方については、里帰り先市町村との情報共有を行い必要な支援が受けられるよう調整を行います。 |
| 母子健康相談【再掲】      | 保健福祉課  | ○母親の妊娠中・子育て・子どもについての悩みや不安を解消する機会として実施する事業です。<br>○子育て世代包括支援センターで、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援ができるよう、情報共有、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるように支援を行います。                           |
| 母子保健推進員活動       | 保健福祉課  | ○母子に関する健診や教室の連絡等をはじめ、母子の相談に対応し、保健師につなぐ役割の母子保健推進員を確保し、その活動を促進します。                                                                                                 |
| 子育て応援パンフレット発行事業 | 子育て支援課 | ○子育てに関する相談窓口や事業内容等を紹介した情報誌を毎年作成し、子育て世帯へ配布することにより地域の子育て支援関連サービスの周知を図ります。                                                                                          |

## (2) 母子の健康の確保・増進

### ◆今後の方向性

- 安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、妊娠・出産に悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう相談体制の整備・拡充に努めます。
- 妊娠・出産・育児等のライフステージに応じたきめ細かい状況の把握と支援を行うことで母子の健康を確保し、安心して妊娠・出産できるように努めます。
- 乳児全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業を充実し、親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるように支援します。
- 各種健診受診率について、受診率向上に積極的に取り組むとともに、未受診者などへの対応を図ります。

### 【主要事業】

| 事業名     | 担当課   | 内容                                                                                                         |
|---------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新生児訪問   | 保健福祉課 | ○生後 28 日以内の赤ちゃんを訪問し、育児サポートを行う事業です。現在は、徳洲会病院助産師が訪問を実施しています。<br>また、里帰り先での訪問を希望される場合は里帰り先の自治体に訪問を依頼して実施しています。 |
| 新生児聴覚検査 | 保健福祉課 | ○新生児等に対して医療機関で聴覚検査を実施します。<br>○検査費用を助成し、難聴の早期発見・早期治療につなげます。<br>○医療機関と連携し、支援が必要な児に対してのフォロー体制の充実に努めます。        |

### 【主要事業】

| 事業名                | 担当課   | 内容                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 妊産婦健康診査            | 保健福祉課 | ○サービス妊婦健康診査（受診券 14 回発行）と心身の健康状態の把握を行う事業です。<br>○産後の初期段階における支援の強化のため、産後 2 週間健診・産後 1 か月検診を実施しています。<br>○県外での里帰り出産についても同様に実施しています。<br>○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援ができるよう、母子の心身の健康確保に向けた環境づくり、関係機関との調整に取り組みます。 |
| 乳幼児健康診査            | 保健福祉課 | ○生後 3～4 か月健診、6～8 か月健診、9～11 か月健診、1 歳 6 か月健診、2 歳歯科検診、2 歳 6 か月歯科検診、3 歳児健診を実施する事業です。<br>○子どもの発育・発達を支援し、病気の早期発見、保護者の育児サポートの機会とし、必要な資源、支援の提供に努めます。<br>○各種健診の受診率向上に向けて、積極的に取り組むとともに未受診者への対応を検討していきます。     |
| 乳児家庭全戸訪問事業<br>【再掲】 | 保健福祉課 | ○生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。<br>○訪問を通して、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けるよう調整します。また、里帰りを実施している方については、里帰り先市町村との情報共有を行い必要な支援が受けられるよう調整を行います。                                 |
| 両親学級<br>【再掲】       | 保健福祉課 | ○安心安全に妊娠期を過ごし、赤ちゃんを健やかに生み育てるための両親の学習の機会として助産師による講話を実施しています。<br>○同じ月齢を持つ母親の友達づくりの場として、育児の楽しさや悩みを共有して、楽しく子育てをしてもらう機会をつくります。                                                                          |



|                       |       |                                                                                                                                                   |
|-----------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 母子健康相談<br>【再掲】        | 保健福祉課 | <p>○母親の妊娠中・子育て・子どもについての悩みや不安を解消する機会として実施する事業です。</p> <p>○子育て世代包括支援センターで、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援ができるよう、情報共有、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるように支援を行います。</p> |
| 母子保健<br>推進員活動<br>【再掲】 | 保健福祉課 | ○母子に関する健診や教室の連絡等をはじめ、母子の相談に対応し、保健師につなぐ役割の母子保健推進員を確保し、その活動を促進します。                                                                                  |
| 産後ケア事業                | 保健福祉課 | ○産後の身体の回復や育児等に対する不安を軽減し、母子とその家族が健やかな育児ができるようにサポートします。                                                                                             |
| 子育てサロン・ママサロン          | 保健福祉課 | ○乳児とその母親を対象に友達づくりや様々な内容を企画し子育てを楽しむ場の提供を、対象者へ個別通知し行っています。                                                                                          |

### (3) 子どもの発達段階に応じた食育の推進

#### ◆今後の方向性

- 妊娠中から乳幼児期の栄養相談、離乳食教室等を通じて、食事・栄養に関する知識と実践方法の周知を行い、子どもの成長に応じた望ましい食習慣が確立できるように支援します。
- 食習慣の形成時期である幼児期から学童期において、子どもへの発達段階に応じた食の指導や家庭への食生活の重要性の啓発等を行います。
- 歯科検診、指導を行い、むし歯の予防と口腔の健康な発達を推進します。

#### 【主要事業】

| 事業名                | 担当課    | 内容                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育・保育施設における食に関する指導 | 子育て支援課 | <p>○JA あまみと協力して「野菜作り体験」を行ったり、「配膳・片付けに関わる体験」、「箸の持ち方の指導」、「地域の伝統食の取り入れ」などを実施し、食を通じた健全育成を図ります。</p> <p>○野菜作り体験や配膳・片付けに関わる体験を通して、食べ物に関心を持たせ、食の大切さや面白さ、感謝して食べる心を育てよう努めます。</p> <p>○地域の伝統食を取り入れる事によって、親から子へ、子から孫へと伝承されてきた、食文化の意義や必要性に気づかせる食育活動を行っていきます。</p> |
| 離乳食教室              | 保健福祉課  | ○離乳食教室を実施し、乳幼児期からの食に関する知識や実践方法の周知を通して、食の重要性の啓発を行います。                                                                                                                                                                                               |
| 歯科検診               | 保健福祉課  | ○1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳児に対し、歯科検診、フッ素塗布(個別指導、歯磨き指導含む)を行います。                                                                                                                                                                                              |

#### 【教育・保育施設における食育の取り組み内容】

- 「野菜作り体験」……………季節に合わせ、夏野菜と冬野菜を栽培・収穫し、給食の材料としています。
- 「配膳・片付けに関わる体験」…給食の配膳を当番制で行い、片付けは各自で行うよう指導を行い、正しい配膳位置や片付け方を教育します。
- 「地域の伝統食の取入れ」……………年中行事に合わせて伝統食や地域の特産物を生かした給食献立を実施しています。



## (4) 関係機関と連携した地域医療体制の充実

## ◆今後の方向性

○病気の予防に重点を置き、医療機関と連携し各種健康診査（妊婦健康診査、乳幼児期健康診査、歯科健康検査）の受診率向上を図り、病気の予防意識を高めます。

○助成等の適切な給付と、制度の周知を行います。

## 【主要事業】

| 事業名                  | 担当課    | 内容                                                                                                               |
|----------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日曜・祝祭日の<br>当番医制度     | 保健福祉課  | ○日曜・祝祭日の在宅当番医について広報誌やホームページ等で情報を提供します。                                                                           |
| 予防接種                 | 保健福祉課  | ○感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種事業を実施します。<br>○現在、定期予防接種（10種類）、任意予防接種（3種類）の助成を行っています。<br>○推奨接種期間での接種勧奨等を行っています。  |
| 子ども医療費助成             | 子育て支援課 | ○18歳に達する日以降最初の3月31日までの医療費の一部負担金の金額を全額助成し、医療機関での窓口負担を免除する給付事業を行っています。                                             |
| ひとり親家庭<br>医療費助成      | 子育て支援課 | ○ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ります。未申請のため助成が受けられなかったという事案をなくすために、受給者への更なる申請啓発を行っています。             |
| 重度心身障がい者<br>（児）医療費助成 | 保健福祉課  | ○重度心身障がい者（児）の健康増進を図るため、重度心身障がい者（児）の医療に要した費用の事項負担分に対し、経費の一部を助成し、重度心身障がい者（児）の福祉の向上を図ります。また、障がい認定勧奨を65歳以上の方に行っています。 |

## (5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

### ◆今後の方向性

○子どもが薬物の乱用やそれに伴う健康被害等に巻き込まれることを防ぐため、基礎的な知識の普及を目的として、薬物乱用防止教室を実施します。

○スクールカウンセラーを配置し、学校における相談体制を整備します。

### 【主要事業】

| 事業名                | 担当課   | 内容                                                                               |
|--------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 薬物乱用防止教室           | 学校教育係 | ○養護教諭や学校薬剤師、警察官による薬物乱用防止教室等を開催します。現在、年に一度町内の各小中学校で薬物乱用防止教室を開催しています。              |
| 子どものための相談窓口の周知【再掲】 | 学校教育係 | ○「かごしま子供 SNS 相談・通報窓口」を新たに周知し、LINE や Web から匿名でチャット相談・通報ができる窓口の活用を紹介しています。         |
| 情報教育の取り組み          | 学校教育係 | ○情報モラル教育に関する講話の実施や、保護者へのネット環境に関するフィルタリング設定の促進、また、PTA と連携した携帯電話の家庭での使用ルール設定に努めます。 |
| 小中高連絡会             | 学校教育係 | ○小中高の連携を通して、学校間の情報共有に努め町全体で対策を図っていきます。また、警察や児童相談所との連携も図っていきます。                   |

## 基本目標 4 職業生活と家庭生活の両立

### 【現状と課題】

国は「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を掲げ、仕事と生活の調和の実現のために、職場と働き手が積極的に取り組み、自治体もそれを支援することとしています。子育てに関しては、子育て世代の働き方への理解と支援を広め、ゆとりをもって子どもを生み育てながら働けるまちづくりが必要となります。

本町の女性の就業状況についても年々増加傾向にあるため、女性が安心して子育てをしながら働きやすい職場環境の整備が求められます。そのために、事業者への男女共同参画の普及啓発や多様な働き方を目指した意識改革を推進します。

### （１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

#### ◆今後の方向性

- 国や県と協力して、事業所に対して育児休業制度のPRを図り、働き方改革を進め、課題とされる長時間労働を改善して仕事と家庭の両立を推進します。
- 多様な働き方を目指した意識改革に関する理解の促進のため、関係各課や国、県との連携、情報収集・発信等に努めます。
- 「知名町男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画を推進します。

### 【主要事業】

| 事業名                                | 担当課   | 内容                                                                                                                               |
|------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 多様な働き方を目指した意識改革推進のための広報・啓発・研修・情報提供 | 企画振興課 | <p>○労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報、啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。</p> <p>○各事業担当課、広報担当課と連携し、積極的な情報収集・発信を目指していきます。</p> |

| 事業名       | 担当課   | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 男女共同参画の推進 | 企画振興課 | <p>○第2次知名町男女共同参画基本計画に基づき、性別にかかわらず、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、かつ、誰もが安心・安全に豊かに暮らすことができる環境づくりを進めます。</p> <p>○具体的な取り組みとして、住民意識の啓発、向上を図るための講座の開催、男女共同参画意識を育むための情報提供、男女共同参画推進委員の設置、町ホームページを利用した意識啓発、男女共同参画研修機会を増やす等の取り組みを行います。</p> <p>○特に、若い世代の意識啓発に重点を置き、男女共同参画社会の実現を目指します。</p> |

## (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

### ◆今後の方向性

- 町全体で子どもと子育てを支えるという考えのもと、仕事と家庭の両立のための支援となる事業を実施します。
- 地域住民による子どもの見守りやかごしま子育て支援パスポートの協賛店の拡充等を推進し、地域全体で子どもを育む意識を醸成します。
- 地域の子育て支援関連サービスの周知に努めるとともに、効率的な情報発信体制の整備について検討します。

### 【主要事業】

| 事業名              | 担当課    | 内容                                                                                                                           |
|------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一時預かり事業<br>【再掲】  | 子育て支援課 | <p>○保護者の仕事の都合や通院、自身の活動やリフレッシュ等の際に、保育園などで一時的に子どもを保育する事業です。</p> <p>○今後も、町内の教育・保育施設3園と地域子育て支援拠点事業所のすべてで継続して事業を実施できるように努めます。</p> |
| かごしま子育て支援パスポート事業 | 子育て支援課 | <p>○鹿児島県の事業である「かごしま子育て支援パスポート事業」について、協賛店の拡充と、保護者の申請に対するパスポートの発行、町内の協賛店での優待サービス内容の周知を行っています。</p>                              |

| 事業名           | 担当課 | 内容                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 知名町<br>情報サービス | 総務課 | <p>○各種情報等について、ホームページ、防災無線、町公式ラインなどを活用し担当課から直接情報発信を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種健診、予防接種、子育て支援サービス情報</li> <li>・子育て支援パスポート協賛店情報</li> <li>・子育て支援設備の設置施設情報</li> <li>・休日当番医</li> <li>・防災情報 等</li> </ul> |

#### 【かごしま子育て支援パスポート事業】

＜対 象＞鹿児島県内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯

＜仕組み＞事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に、割引や独自の優待サービスなどを提供することで、子育て家庭を支援します。なお、この事業で受けることのできる子育て支援サービスは、協賛いただく企業・店舗の善意により提供されるものです。

## 基本目標 5 子どもの権利を尊重する社会の実現

### 【現状と課題】

すべての子どもの人権の尊重と最善の利益のためには、虐待や特別な支援が必要な児童、ひとり親家庭など、子どもと家庭の様々な背景を把握し、包括的に支援できる体制の整備が重要です。また、費用面の不安・負担を軽減するために、経済面の支援が求められます。

児童虐待の発生予防、早期発見のためには家庭状況の把握や母親の負担軽減が重要となります。訪問・相談の充実による家庭状況の把握と子育て支援情報の提供や関係機関間での連携等、支援に繋がりやすい仕組みの強化に努めます。

障がいのある児童や、特別な支援が必要な児童の増加に対し、支援体制の強化が必要となります。関係機関で共通理解を深め、多様なニーズに対応できる量・質の整備を図り、親子が町で安心して生活できるような基盤の構築を目指します。

ひとり親家庭は、様々な課題を抱える傾向にあることから、それらに適切に対応するために、多様な事業・支援による総合的な支援体制の整備を図ります。

### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### ◆今後の方向性

- 児童虐待の防止に向け、虐待の発生予防から、早期発見、早期対応、さらには虐待を受けた子の保護や支援に至るまでの切れ目ない総合的な支援体制の整備、充実に努めます。
- 新生児訪問や健診の際に育児相談を行い、母親の負担や不安の軽減と家庭状況の把握を行います。
- 県内他自治体との連携体制を強化し、県内の状況の把握と相互協力を行います。
- 町内の児童虐待防止・早期発見のための連携体制を強化します。
- 児童虐待発生時は、関係機関と連携し迅速・的確に対応します。

### 【主要事業】

| 事業名          | 担当課    | 内容                                                                                                                                                                   |
|--------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要保護児童対策地域協議会 | 子育て支援課 | ○児童虐待の早期発見や早期対応等について、知名・和泊管内をはじめとする県内状況等の情報交換及び相互協力を行うための会議を開催します。<br>○児童虐待防止のためのネットワークの充実強化を図ります。<br>○子育て支援課に協議会の担当者を配置し、子育て支援課を中心として関係機関等と連携しながら、重層的な支援の充実強化を図ります。 |

| 事業名                         | 担当課    | 取り組み内容                                                                                                                                                           |
|-----------------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新生児訪問<br>【再掲】               | 保健福祉課  | ○生後 28 日以内の赤ちゃんを訪問し、育児サポートを行う事業です。現在は、徳洲会病院助産師が訪問を実施しています。また、里帰り先での訪問を希望される場合は里帰り先の自治体に訪問を依頼して実施しています。                                                           |
| 乳児家庭全戸訪問事業                  | 保健福祉課  | ○生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。<br>○訪問を通して、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けるよう調整します。また、里帰りを実施している方については、里帰り先市町村との情報共有を行い必要な支援が受けられるよう調整を行います。 |
| 乳幼児健康診査における育児支援強化事業<br>【再掲】 | 保健福祉課  | ○乳幼児健康診査時に育児相談を行い、必要な資源等の情報提供や関係機関との調整を行うことで、母親の育児に対する不安・負担の軽減を図ります。                                                                                             |
| 子育て短期支援事業                   | 子育て支援課 | ○保護者の疾病や仕事（夜間含む）、子どもの養育が一時的に困難になった場合または育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担軽減が必要な場合に、児童養護施設や里親等で一定期間子どもを預かる事業。                                                             |

## （２）障がいのある子どもとその家族に対する生活支援の充実

### ◆今後の方向性

- 障がいのある子どもたち一人一人のニーズにあった療育施設等への入所や、交流活動ができる体制と施設の整備に努めます。
- 就学や進級についての相談を行い、関係機関と連携して、個々の子どもに対して適切な対応ができるよう努めます。
- 特別な支援が必要な児童に対する支援の受け皿の量的整備、支援策の充実に努めます。
- 関係機関等と協力し医療的ケア児の把握に努め、医療、保健、福祉、教育等の各分野が連携できる協議の場の設置に努めます。

### 【主要事業】

| 事業名          | 担当課   | 内容                                                                                                                      |
|--------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別支援教育体制推進事業 | 学校教育課 | ○小・中学校における発達障がい等のある児童生徒の教育に係る関係機関との連携強化を図ります。<br>○発達支援センター「ぼてと」や「徳洲会病院」との連携を強化し、児童・保護者への発達障がいに対する啓発活動や教職員の研修などを行っていきます。 |



|                 |        | ○研修に関しては、星槎大学の行う研修会等に、職員が参加できるように体制づくりに努めます。                                       |
|-----------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名             | 担当課    | 内容                                                                                 |
| 特別児童扶養手当事業      | 子育て支援課 | ○精神又は身体が障がいの状態にある 20 歳未満の児童を養育している保護者に対し、手当を支給します。<br>○関係機関等と連携して、対象者への周知と支給を進めます。 |
| 心身障害児ホームヘルプサービス | 子育て支援課 | ○身体介護・家事援助・移動介護の支援を行います。<br>○サービス情報の発信や、利用相談の場の周知に努めます。                            |
| 身体障害児通園事業       | 子育て支援課 | ○通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。関係機関等と連携を図りながら、重層的な支援を提供していきます。           |
| 心身障害児短期入所事業     | 子育て支援課 | ○保護者の疾病その他の理由によって介護ができない場合に、一時的に介護します。<br>○サービス情報の発信や、利用相談の場の周知に努めます。              |
| 補装具費支給事業        | 保健福祉課  | ○身体障害者手帳の交付を受けた児童に対し、車いす等の補装具の購入費、修理費を支給します。                                       |
| 重度障害児日常生活用具給付事業 | 保健福祉課  | ○在宅重度障がい児に対し、浴槽等の日常生活用具を給付・貸与します。                                                  |

### (3) ひとり親家庭の自立支援の推進

#### ◆今後の方向性

- ひとり親家庭の課題に対して速やかに支援につなげられるように、各関係機関とそれぞれの支援内容についての情報共有を行い、ひとり親家庭への支援拡充に努めます。
- ひとり親家庭は様々な課題を抱える傾向があるため、子育て、生活・就業支援といった総合的な支援の体制の整備を図ります。

#### 【主要事業】

| 事業名         | 担当課    | 内容                                                                                    |
|-------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 保育施設への優先入所等 | 子育て支援課 | ○母子・父子世帯等の家庭環境を考慮し、優先的に入所させます。                                                        |
| 児童扶養手当支給事業  | 子育て支援課 | ○児童扶養手当は、離婚などによりひとり親家庭となった、子どもを養育している家庭に対して支給される手当です。関係各課と連携し、制度の周知を図り、経済的負担の軽減に努めます。 |



| 事業名                     | 担当課    | 内容                                                                                                    |
|-------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ひとり親家庭<br>医療費助成<br>【再掲】 | 子育て支援課 | ○ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ります。未申請のため助成が受けられなかったという事案をなくすために、受給者への更なる申請啓発を行っていきます。 |
| 母子父子寡婦<br>福祉資金の貸付       | 子育て支援課 | ○母子・父子家庭等の経済的自立と生活意欲を助長するための資金の貸付を行います。新たな支援制度の周知等、県と連携して対応していきます。                                    |
| 県事業の窓口としての取り組み          | 子育て支援課 | ○ひとり親の相談、情報提供の窓口として、県の実施するひとり親に対する就労支援である「ひとり親家庭自立支援給付金事業」等の県事業について、県へつなぐ役割を果たし、ひとり親家庭の支援に努めます。       |

#### (4) 子育てに伴う経済的負担の軽減

##### ◆今後の方向性

○現行の負担軽減策に加え、新たな支援制度についても周知を図り、保護者の経済的支援を行います。

○現状に即した支援となるよう、支援内容の検討と適切な実施に努めます。

##### 【主要事業】

| 事業名                       | 担当課    | 内容                                                                                                              |
|---------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童手当                      | 子育て支援課 | ○家庭における生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、高校3年生までの児童を養育している保護者に児童手当を支給します。                                             |
| 子育て支援金事業                  | 子育て支援課 | ○次世代を担う子どもの誕生を祝うとともに、小・中・高等学校入学時の家庭の経済的負担軽減のために、「出生支援金」、「入学準備支援金」を支給します。                                        |
| 児童扶養手当<br>支給事業<br>【再掲】    | 子育て支援課 | ○児童扶養手当は、離婚などによりひとり親家庭となった、子どもを養育している家庭に対して支給される手当です。関係各課と連携し、制度の周知を図り、経済的負担の軽減に努めます。                           |
| 母子父子寡婦<br>福祉資金の貸付<br>【再掲】 | 子育て支援課 | ○母子・父子家庭等の経済的自立と生活意欲を助長するための資金の貸付を行います。新たな支援制度の周知等、県と連携して対応していきます。                                              |
| 子ども医療費助成<br>【再掲】          | 子育て支援課 | ○18歳に達する日以降最初の3月31日までの医療費の一部負担金の金額を全額助成し、医療機関での窓口負担を免除する給付事業を行っています。                                            |
| ひとり親家庭<br>医療費助成<br>【再掲】   | 子育て支援課 | ○ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ります。未申請のため助成が受けられなかったという事案をなくすために、受給者への更なる申請啓発を行っています。            |
| 出産・子育て応援<br>給付金           | 子育て支援課 | ○すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備のため、相談支援と経済的支援を一体的に実施します。経済的支援は、妊娠届出時に出産応援ギフト（5万円）、乳児家庭訪問後に子育て応援ギフト（5万円）を支給します。 |
| 就学奨励費                     | 学校教育課  | ○児童生徒の就学に必要な経費を負担することが困難な家庭の保護者に対して学用品費などを援助します。                                                                |
| 特別支援教育就<br>学奨励費           | 学校教育課  | ○児童生徒が特別支援学級で学ぶ際の教育関係経費について学用品費などを援助します。                                                                        |

## 基本目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

### 【現状と課題】

現在、本町では、15～29歳の若い層の人口割合が少なく、人口推計からは人口及び年少人口割合が今後減少すると予測されていることから、若い世代や子どもの人口を増加させる取り組みが必要となります。その一環として、安全な道路や子どもたちの遊び場の整備、子育て世代に適した住宅の整備等、安心して生み育てることができるまちづくりが求められています。

また、交通マナーの普及啓発や犯罪被害から守る活動の推進等、様々な危険から子どもを守り、地域全体で子どもを育む環境づくりを推進します。

### （１）安心して子育てできる住環境の整備

#### ◆今後の方向性

- 子育て世帯に配慮した住宅設計を進めていきます。
- 今後は交通安全プログラム対策箇所を中心に歩道設置を行い、歩道面の高さや勾配、誘導ブロック設置など、車椅子利用者や視覚障がい者にも配慮した道路整備を行っていきます。

### 【主要事業】

| 事業名     | 担当課 | 内容                                                               |
|---------|-----|------------------------------------------------------------------|
| 住宅団地の整備 | 建設課 | ○住宅団地の整備時に、子育て支援課と連携して、結婚・出産を希望する世帯や子育て家庭に配慮した住宅設計、団地整備を進めていきます。 |
| 道路の整備   | 建設課 | ○道路整備を実施する際に、障がいのある方や妊産婦、子どもにも配慮した道路整備を行います。                     |

## (2) 道路交通環境の整備、交通マナーの普及啓発

### ◆今後の方向性

○島内各小中学校での交通安全教室の定期的な開催や街頭キャンペーン等を行い、交通安全意識の向上、交通マナーの普及啓発に努めていきます。

○子どもたちの安全・安心を地域全体で見守ります。

#### 【主要事業】

| 事業名           | 担当課 | 内容                                                                                                                                                        |
|---------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交通安全教室        | 総務課 | ○安全運転管理協議会、交通安全協会、沖永良部警察署と共同で、認定こども園や保育園、小・中学校において、横断歩道の正しい渡り方、自転車点検、自転車の安全な乗り方等の交通安全の知識を習得するための交通安全教室を開催します。<br>○街頭キャンペーン等を行い、交通安全意識の向上、交通マナーの普及啓発に努めます。 |
| チャイルドシートの貸し出し | 総務課 | ○交通安全協会においてチャイルドシートの貸し出しを行います。                                                                                                                            |

## (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

### ◆今後の方向性

○地域パトロールや子ども 110 番の家の設置支援を行い、子どもたちの安全・安心を地域全体で見守る意識を育みます。

○犯罪やいじめから子どもを守るために、子どものための相談窓口を周知します。

#### 【主要事業】

| 事業名                | 担当課   | 内容                                                                                                                                            |
|--------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防犯活動               | 総務課   | ○地域安全モニター、少年補導員、防犯ボランティア、警察署員とのパトロールや、学校正門前で声掛け、部活動帰りの生徒に対する見守り活動を行っています。                                                                     |
| 子ども 110 番の家        | 総務課   | ○子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども 110 番の家」の活動を支援します。<br>○現在、町内 35 軒の商店及び事業所が、「子ども 110 番の家」として見守りを行っています。今後も各集落に 1 軒以上の「子ども 110 番の家」を設置するよう支援に努めます。 |
| 子どものための相談窓口の周知【再掲】 | 学校教育係 | ○「かごしま子供 SNS 相談・通報窓口」を新たに周知し、LINE や Web から匿名でチャット相談・通報ができる窓口の活用を紹介しています。                                                                      |

## (4) 被害に遭った子どもの保護の推進

## ◆今後の方向性

- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対して、精神的な影響を軽減し、立ち直りを支援するため、関係機関と連携して速やかできめ細やかな支援を行います。
- 子どもが何らかの被害に遭った際に、自ら助けを求められるように、子どものための相談窓口を周知します。

## 【主要事業】

| 事業名                        | 担当課    | 内容                                                                                                                                                                   |
|----------------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子どものための<br>相談窓口の周知<br>【再掲】 | 学校教育係  | ○「かごしま子供 SNS 相談・通報窓口」を新たに周知し、LINE や Web から匿名でチャット相談・通報ができる窓口の活用を紹介しています。                                                                                             |
| 要保護児童対策<br>地域協議会<br>【再掲】   | 子育て支援課 | ○児童虐待の早期発見や早期対応等について、知名・和泊管内をはじめとする県内状況等の情報交換及び相互協力を行うための会議を開催します。<br>○児童虐待防止のためのネットワークの充実強化を図ります。<br>○子育て支援課に協議会の担当者を配置し、子育て支援課を中心として関係機関等と連携しながら、重層的な支援の充実強化を図ります。 |
| 学校における<br>相談体制の整備<br>【再掲】  | 学校教育係  | ○各小中学校に県が委嘱したスクールカウンセラーを配置しています。<br>○臨床心理士等の資格を有する方の配置を継続するように努めます。                                                                                                  |



## 第5章 事業計画

A horizontal blue bar with a wavy, undulating top edge, spanning the width of the page below the chapter title.

## 1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画の提供区域

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本町においては、町内全域を1つの区域として設定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

## 2. 教育・保育の量の見込みと提供体制

### (1) 保育の必要性の認定と認定区分

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があると定めています。

また、市町村は、保護者の申請に対し、①保育を必要とする事由、②保育の必要量、③優先利用への該当の有無を考慮した上で、保育の必要性を認定し、給付を支給することとなっています。

認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

#### ■認定区分と提供体制

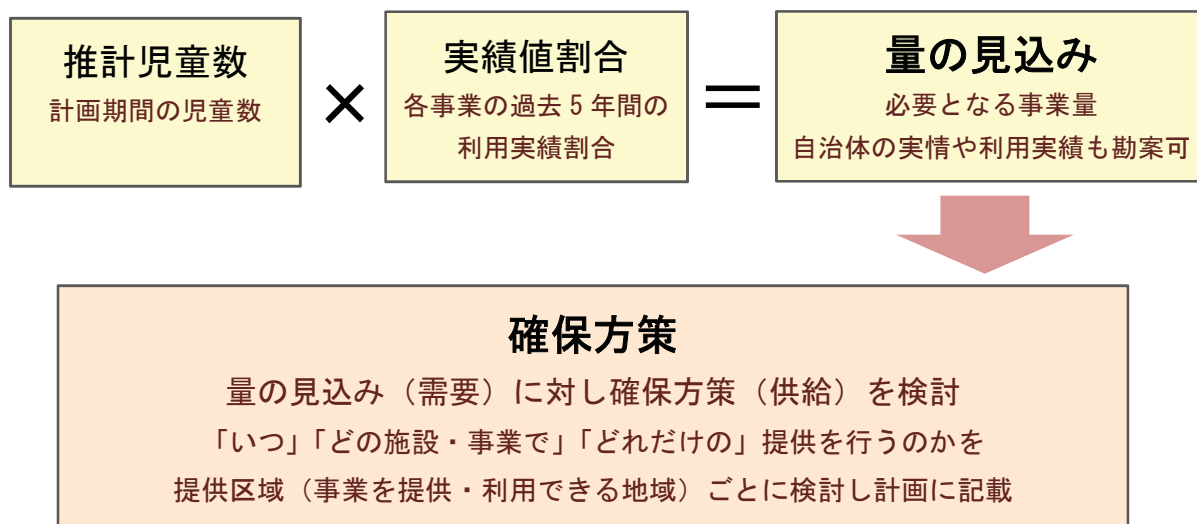
| 認定区分 |                 | 提供施設                 |
|------|-----------------|----------------------|
| 1号認定 | 3－5歳 幼児期の学校教育のみ | 認定こども園               |
| 2号認定 | 3－5歳 保育の必要性あり   | 保育所・園、認定こども園         |
| 3号認定 | 0－2歳 保育の必要性あり   | 保育所・園、認定こども園、地域型保育事業 |



## （２）量の見込みと確保方策の考え方

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」を推計し、提供区域の確保内容、実施時期を設定することとされています。

本町では、国の手引に基づき、今後5年間の児童数の推計を行い、これまでの実績値割合を用いて今後の量の見込みを算出しました。また、「確保方策」については、各サービスの提供状況や町の状況等を踏まえ設定しました。



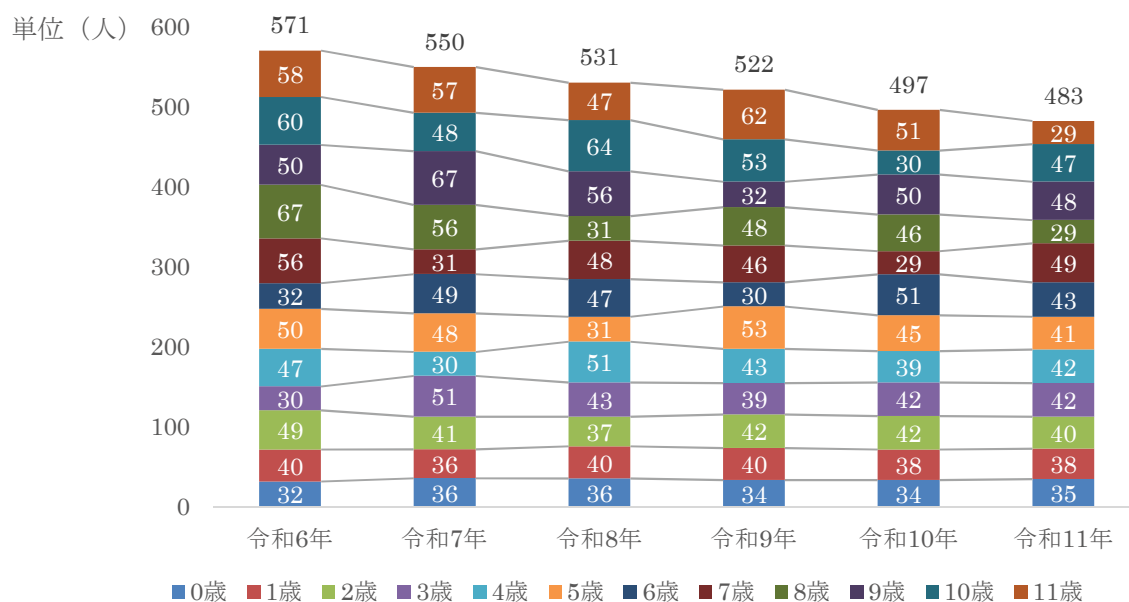
### 【全国共通でニーズ調査を元に「量の見込み」を算出する項目】

|    | 対象事業                                         |
|----|----------------------------------------------|
| 1  | 教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園）<br>＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞ |
| 2  | 保育認定①（幼稚園）<br>＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞            |
|    | 保育認定②（認定こども園及び保育所・園）                         |
| 3  | 保育認定③（認定こども園及び保育所・園+地域型保育）                   |
| 4  | 時間外保育事業（延長保育事業）                              |
| 5  | 放課後児童健全育成事業                                  |
| 6  | 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）                 |
| 7  | 地域子育て支援拠点事業                                  |
| 8  | 一時預かり事業（幼稚園型・幼稚園型以外）                         |
| 9  | 病児保育事業                                       |
| 10 | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）               |
| 11 | 利用者支援事業                                      |

### (3) 児童数推計

「量の見込み」を算出するにあたって、基礎データとなる0歳から11歳までの計画期間中の推計児童数を、2018年（平成30年）から2023年（令和5年）までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

【推計児童数】



| 単位<br>(人) | 実績   | 推計   |      |      |       |       |
|-----------|------|------|------|------|-------|-------|
|           | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
| 0歳        | 32   | 36   | 36   | 34   | 34    | 35    |
| 1歳        | 40   | 36   | 40   | 40   | 38    | 38    |
| 2歳        | 49   | 41   | 37   | 42   | 42    | 40    |
| 3歳        | 30   | 51   | 43   | 39   | 42    | 42    |
| 4歳        | 47   | 30   | 51   | 43   | 39    | 42    |
| 5歳        | 50   | 48   | 31   | 53   | 45    | 41    |
| 6歳        | 32   | 49   | 47   | 30   | 51    | 43    |
| 7歳        | 56   | 31   | 48   | 46   | 29    | 49    |
| 8歳        | 67   | 56   | 31   | 48   | 46    | 29    |
| 9歳        | 50   | 67   | 56   | 32   | 50    | 48    |
| 10歳       | 60   | 48   | 64   | 53   | 30    | 47    |
| 11歳       | 58   | 57   | 47   | 62   | 51    | 29    |
| 合計        | 571  | 550  | 531  | 522  | 497   | 483   |

※推計値は各年4月1日時点。

#### （４）教育・保育の量の見込み

国の手引に基づき、推計児童数及び『「子ども子育て支援事業計画」策定に係るアンケート調査』、第２期計画期間中の事業実績等を元に、教育・保育の量の見込みと確保方策を定めました。

##### ① １号認定（１号認定者＋２号認定（教育ニーズ））

###### 【提供体制、確保方策の考え方】

１号認定は、認定こども園にて対応します。１号認定の利用定員数は、量の見込みを満たしており、確保方策は十分であると予想されます。

|                     | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和１０年度 | 令和１１年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み(人)           | 6     | 5     | 6     | 5      | 5      |
| ②確保方策(人)<br>(利用定員数) | 30    | 30    | 30    | 30     | 30     |
| 認定こども園(人)           | 30    | 30    | 30    | 30     | 30     |
| ②－①（過不足）            | 24    | 25    | 24    | 25     | 25     |

##### ② ２号認定（教育ニーズ以外）

###### 【提供体制、確保方策の考え方】

２号認定は、保育園及び認定こども園にて対応します。  
不足が生じておりますが、１号認定との利用調整により受け入れ可能です。

|                     | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和１０年度 | 令和１１年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み(人)           | 119   | 116   | 125   | 117    | 116    |
| ②確保方策(人)<br>(利用定員数) | 121   | 121   | 121   | 121    | 121    |
| 認定こども園(人)           | 91    | 91    | 91    | 91     | 91     |
| 認可保育園(人)            | 30    | 30    | 30    | 30     | 30     |
| ②－①（過不足）            | 2     | 5     | ▲4    | 4      | 5      |

### ③ 3号認定（0歳児）

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

3号認定（0歳児）は、保育園及び認定こども園にて対応します。

3号認定（0歳児）の利用定員数は、量の見込みを満たしており、確保方策は十分であると予想されます。

|                     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み(人)           | 9     | 9     | 8     | 8      | 9      |
| ②確保方策(人)<br>(利用定員数) | 22    | 22    | 22    | 22     | 22     |
| 認定こども園(人)           | 16    | 16    | 16    | 16     | 16     |
| 認可保育園(人)            | 6     | 6     | 6     | 6      | 6      |
| ②－①（過不足）            | 13    | 13    | 14    | 14     | 13     |

### ③ 3号認定（1歳児）

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

3号認定（1歳児）は、保育園及び認定こども園にて対応します。

3号認定（1歳児）の利用定員数は、量の見込みを満たしており、確保方策は十分であると予想されます。

|                     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み(人)           | 29    | 32    | 32    | 31     | 31     |
| ②確保方策(人)<br>(利用定員数) | 42    | 42    | 42    | 42     | 42     |
| 認定こども園(人)           | 30    | 30    | 30    | 30     | 30     |
| 認可保育園(人)            | 12    | 12    | 12    | 12     | 12     |
| ②－①（過不足）            | 13    | 10    | 10    | 11     | 11     |

## ③ 3号認定（2歳児）

## 【提供体制、確保方策の考え方】

3号認定（2歳児）は、保育園及び認定こども園にて対応します。

3号認定（2歳児）の利用定員数は、量の見込みを満たしており、確保方策は十分であると予想されます。

|                     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み(人)           | 35    | 32    | 36    | 36     | 34     |
| ②確保方策(人)<br>(利用定員数) | 42    | 42    | 42    | 42     | 42     |
| 認定こども園(人)           | 30    | 30    | 30    | 30     | 30     |
| 認可保育園(人)            | 12    | 12    | 12    | 12     | 12     |
| ②－①（過不足）            | 7     | 10    | 6     | 6      | 8      |

## （５）保育利用率の目標設定について

子ども・子育て支援事業計画では、３号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めるとされています。

本町においては、以下の通り設定します。

### 【保育利用率目標値の設定】

令和７年度 73 人（0－2 歳量利用希望）/111 人（0－2 歳推計児童数）＝ 65. 7%

| 区分          | 令和７年度  | 令和８年度  | 令和９年度  | 令和１０年度 | 令和１１年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①保育利用率目標値   | 65. 7% | 66. 9% | 67. 2% | 67. 5% | 66. 0% |
| ②保育利用率      | 82. 8% | 84. 4% | 81. 4% | 82. 8% | 82. 1% |
| 確保方策(利用定員数) | 92     | 92     | 92     | 92     | 92     |
| 0-2 歳推計児童数  | 111    | 109    | 113    | 111    | 112    |

### （参考） 保育利用率

満３歳未満の子どもの数全体に占める保育園、認定こども園又は地域型保育事業に係る法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満３歳未満の子どもの利用定員数の割合。

保育利用率目標値は、満３歳未満児の保護者のうち保育の利用を希望する者の割合を表す。保育利用率は満３歳未満児の総数に対する利用定員の割合を表し、保育利用率が保育利用率目標値を上回っている場合は、保育利用を希望するすべての満３歳未満児が保育を利用できる状態であると考えられる。

### 【式】

**保育利用率** ＝ 3号子どもに係る保育の利用定員数/満3歳未満の子どもの数全体

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

#### (1) 利用者支援事業（こども家庭センター型）

##### 【内容と現状】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

##### 【提供体制、確保方策の考え方】

令和6年度からこども家庭センターを開設し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行うとともに、今後も関係する期間と連携を図りながら計測していきます。

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（箇所） | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 確保方策（箇所）  | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |

#### (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

##### 【内容と現状】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施する事業です。

現在、町内の認定こども園2箇所、保育園1箇所で実施しています。

##### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後も、事業を継続して実施します。

|          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人） | 41    | 41    | 43    | 41     | 41     |
| 確保方策（人）  | 41    | 41    | 43    | 41     | 41     |
| 施設数（箇所）  | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |

※量の見込みは、2号+3号の利用見込みに過去の利用最大値を乗じて算出した。

### (3) 放課後児童健全育成事業

#### 【内容と現状】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現在、放課後児童クラブを2箇所、放課後子供教室を1箇所実施しています。

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後も、小学生の放課後の過ごし方として放課後児童健全育成事業の利用率が高くなることが予測されることから、安定した提供体制を維持していきます。放課後児童クラブ、放課後子供教室を新設する際には、多様な居場所づくりの推進として、全ての子どもにも安全・安心な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進しながら各地域のニーズやバランス等を考慮し新設する地域を検討します。

|          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人） | 72    | 69    | 59    | 64     | 63     |
| 1年生      | 26    | 25    | 16    | 27     | 23     |
| 2年生      | 13    | 20    | 19    | 12     | 21     |
| 3年生      | 17    | 9     | 14    | 13     | 8      |
| 4年生      | 12    | 10    | 5     | 9      | 8      |
| 5年生      | 3     | 4     | 4     | 2      | 3      |
| 6年生      | 1     | 1     | 1     | 1      | 0      |
| 確保方策（人）  | 72    | 69    | 59    | 64     | 63     |

|               |              | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 確保方策<br>（施設数） | 放課後<br>児童クラブ | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
|               | 放課後<br>子供教室  | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |



## (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

## 【内容と現状】

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等（里親含む）に入所させ、必要な保護を行う事業です。

令和5年度からの事業開始以降、利用実績はありません。

## 【提供体制、確保方策の考え方】

利用実績がないため、量の見込みも0となっていますが、本事業は地域の子育て支援の観点から重要な位置を占める事業であるため、確保方策としては現状の対応箇所を維持します。

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日） | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 確保方策（人日）  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 施設数（箇所）   | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |

※量の見込みは、過年度実績を元に算出した。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

## 【内容と現状】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現在、すべての対象者に対し、事業を実施しています。

## 【提供体制、確保方策の考え方】

今後も、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象とし、事業を実施します。育児の不安解消や乳幼児健診等の周知・勧奨、虐待につながる可能性の家庭での養育状況の確認も行います。

提供体制は保健センターにて実施します。

|          |         | 令和7年度     | 令和8年度     | 令和9年度     | 令和10年度    | 令和11年度    |
|----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 量の見込み（人） |         | 36        | 36        | 34        | 34        | 35        |
| 確保方策     | 対象者数（人） | 36        | 36        | 34        | 34        | 35        |
|          | 提供体制    | 保健センター職員等 | 保健センター職員等 | 保健センター職員等 | 保健センター職員等 | 保健センター職員等 |

※量の見込みは、0歳児童数推計を元に算出した。

## （６）養育支援訪問事業

### 【内容と現状】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後も、各種健診（妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査）乳児全戸訪問の結果などから、特に支援が必要と認められる状態の早期発見に努め、養育訪問が必要な家庭に対し、養育が適切に行われるよう相談、支援、助言その他必要な支援を行います。提供体制は保健センターにて実施します。

|          |             | 令和 7 年度       | 令和 8 年度       | 令和 9 年度       | 令和 10 年度      | 令和 11 年度      |
|----------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 量の見込み(人) |             | 2             | 2             | 2             | 2             | 2             |
| 確保<br>方策 | 対象者数<br>(人) | 2             | 2             | 2             | 2             | 2             |
|          | 提供体制        | 保健センター<br>職員等 | 保健センター<br>職員等 | 保健センター<br>職員等 | 保健センター<br>職員等 | 保健センター<br>職員等 |

※量の見込みは、第2期計画実績値最大利用率を元に算出した。

## （７）地域子育て支援拠点事業

### 【内容と現状】

公共施設や保育施設、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。

現在、1箇所で開催し、子育て中の親子交流、親にとっての学び・情報交換、子育て相談など気軽に利用ができる地域の子育ての支援拠点として、機能しています。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後も、事業を継続して実施します。

また、認定こども園・保育園における地域活動の利用状況、利便性などを踏まえ、事業内容について検討しさらなる利用者の増加を図ります。

|           | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-----------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 量の見込み(人回) | 1,499   | 1,499   | 1,490   | 1,452    | 1,457    |
| 確保方策(人回)  | 1,499   | 1,499   | 1,490   | 1,452    | 1,457    |
| 施設数(箇所)   | 1       | 1       | 1       | 1        | 1        |

※量の見込みは、未就園児の人数に過去最大利用率を乗じて算出した。

## (8) 一時預かり事業

### ①一時預かり事業（在園児対応型）

#### 【内容と現状】

1号認定の幼児及び2号認定のうち幼児期の教育ニーズが強い幼児（幼稚園及び認定こども園の幼稚園型を利用する幼児）について、幼児教育の通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園等で保育を実施する事業です。

現在、認定こども園2園で実施しています。

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後も、事業を継続して実施します。また、預かりニーズに適切に対応した提供体制となるよう、地域の実情に応じて預かり保育の充実を図ります。

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日） | 26    | 25    | 27    | 25     | 25     |
| 確保方策（人日）  | 26    | 25    | 27    | 25     | 25     |
| 施設数（箇所）   | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |

※在園児対応型利用率を20%設定して算出した。

### ②一時預かり事業（在園児対応型を除く）

#### 【内容と現状】

就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等に対応するため、未就園児を一時的に保育園等で預かる事業です。

現在、認定こども園2箇所、保育園1箇所及び地域子育て支援拠点事業所で実施しています。

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

事業を継続して実施します。

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日） | 590   | 590   | 586   | 572    | 573    |
| 確保方策（人日）  | 1,040 | 1,040 | 1,040 | 1,040  | 1,040  |
| 施設数（箇所）   | 4     | 4     | 4     | 4      | 4      |

※量の見込みは、第2期計画実績を元に算出した。確保方策は、「1日あたり1人×4施設×260日（平日施設開所日）」として算出した。

## (9) 病児・病後児保育事業

### 【内容と現状】

病児について、病院・保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

現在、本部医院で1日あたり定員2名として実施しています。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後も、本部医院に委託し、事業を実施します。

保護者の要望等の調査と事業の周知を行い、利用しやすい事業となるように努めます。

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(人日) | 12    | 12    | 12    | 12     | 12     |
| 確保方策(人日)  | 520   | 520   | 520   | 520    | 520    |
| 施設数(箇所)   | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |

※量の見込みは、第2期計画実績を元に算出した。確保方策は、「1日あたり2人×1施設×260日(平日施設開所日)」として算出した。

## (10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

### 【内容と現状】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在、本町では事業を実施していません。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後はニーズの把握を行いつつ、事業の実施を検討します。

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(人日) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 確保方策(人日)  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 施設数(箇所)   | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## (11) 妊産婦健康診査

### 【内容と現状】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査（受診券14回発行）と心身の健康状態の把握を行い、また、産後初期における支援強化のために、産婦健康診査（産後1ヶ月健診 受診券発行）を実施し、母子の健康維持に努めています。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後も継続して事業を実施します。

安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠・出産・新生児・乳幼児期を通して、母子の心身の健康確保に向けた環境づくり、関係機関との調整に取り組みます。

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人回） | 700   | 686   | 672   | 658    | 658    |
| 確保方策（人回）  | 700   | 686   | 672   | 658    | 658    |

※量の見込みは、「推計妊婦数（＝0歳児の推計児童数）×14回」として算出した。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【内容と現状】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現在、本町では事業を実施していません。

### 【今後の方向性】

国の動向に応じ助成の実施を検討します。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### 【内容】

①新規参入施設等への巡回支援による多様な事業者に対する参入の支援と、②特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園に対する職員の加配に必要な費用の一部補助により、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

### 【今後の方向性】

知名町では、現時点において事業の実施は予定していません。今後、国の動向に応じ実施を検討します。

## (14) こども誰でも通園制度（仮称）【新】

### 【内容と現状】

現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

国の基準に基づいて算出しました。

#### (1) 必要受入時間数

0歳6か月から満3歳未満の未就園児数 × 月 10 時間

#### (2) 必要定員数

必要受入時間数 ÷ 定員一人1月当たりの受入可能時間数月 176 時間

ほとんどの児童が早い段階で保育施設を利用しているため、量の見込みは0となっていますが、本町では令和8年度からの実施に向け整備を進めていきます。

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日） | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 確保方策（人日）  | 0     | 3     | 3     | 3      | 3      |

## (15) 産後ケア事業【新】

### 【内容と現状】

産後の身体の回復や育児等に対する不安を軽減し、母子とその家族が健やかな育児ができるようサポートする事業です。本町では、2か所に事業を委託して実施しています。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

産後ケア事業利用者の自己負担金の一部助成を行い、産婦及び乳児が心身のケアや育児のサポートを受け、安心して子育てできる支援体制を確保します。

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日） | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |
| 確保方策（人日）  | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |
| 施設数（箇所）   | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |

## (16) 子育て世帯訪問支援事業【新】

## 【内容と現状】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する事業です。

## 【提供体制、確保方策の考え方】

利用実績がないため、量の見込みも0となっていますが、本事業は地域の子育て支援の観点から重要な位置を占める事業であるため、確保方策としては現状の対応箇所を維持します。

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日） | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 施設数（箇所）   | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |

## (17) 児童育成支援拠点事業【新】

## 【内容と現状】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所がない児童等に対して、児童の居場所となる場所を開設し、自働とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた包括的な支援の提供を図ります。

現在、本町では事業を実施していません。

## 【今後の方向性】

状況に応じて事業の実施を検討していきます。

## (18) 親子関係形成支援事業【新】

## 【内容と現状】

子どもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者小津氏が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。現在、本町では事業を実施していません。

**【今後の方向性】**

状況に応じて事業の実施を検討していきます。

**(19) 妊婦等包括的相談支援事業【新】**

**【内容と現状】**

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

**【今後の方向性】**

本町においては、利用者支援事業の中で保健師が対応しているため本事業の活用は行っておりません。今後の状況に応じて事業の実施を検討していきます。



## 4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

現在、本町には町立認定こども園が2園、私立保育園が1園あります。

現在の教育・保育施設を活用し、児童・保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう努めます。また、保育園等の施設の意向に則し、施設が認定こども園への移行を検討する場合は、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供等の支援を行います。

また、幼児教育・保育の質の確保及び向上のために、知名町、和泊町合同で『両町保育研修会』を開催し、公開保育や全体での保育研究、グループごとのテーマ研究等を行い、保育士等の資質の向上を図ります。

さらに、幼児期の学校教育・保育と小学校との円滑な接続のため、幼児同士、幼児・児童の交流及び保育士・教職員間の交流や研修、アプローチカリキュラムを活用し、引き続き幼保小連絡会において連携強化のための取組を展開していきます。

## 5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮するよう努めます。具体的には、保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、適切に実施することとし、特定子ども・子育て支援施設が設置された場合は、当該施設の資金繰りに支障をきたすことのないよう適切な給付時期や、県の立入調査への支援といった県との連携についても検討を行うよう努めます。



## 第6章 計画の推進体制

A solid blue horizontal bar with a slight wavy top edge, spanning the width of the page below the chapter title.

## 1. 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野にわたっています。庁内関係部署間の有機的な連携とともに、国・県や関係機関との連携を更に強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、町民や認定こども園・保育園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。

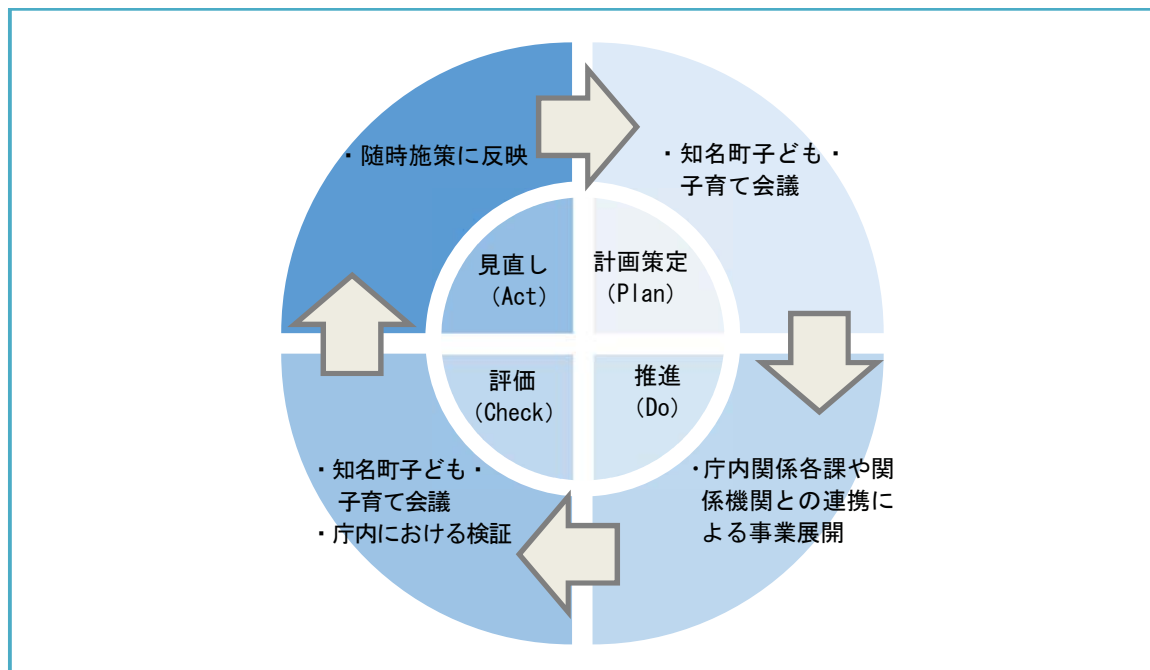
子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、町民をはじめ地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、認定こども園、保育園をはじめ子どもに関わる機関に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。



## 2. 進捗状況の管理

計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

このため、計画内容の審議にあたった「知名町子ども・子育て会議」において、事務局より提出される、毎年度の進捗状況について、評価・点検を行うこととし、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取り組みの見直しを行っていきます。





## 資料編



# 1. 知名町子ども・子育て会議条例

---

## 知名町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、知名町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策について、町長が必要と認める事項に関する調査及び審議

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。



(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員、その他会議に出席したものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(平成26年5月30日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月15日)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 2. 知名町子ども・子育て会議委員名簿（令和7年3月時点）

| No | 氏 名    | 役 職 名                              | 備 考               |
|----|--------|------------------------------------|-------------------|
| 1  | 外山 利章  | 知名町議会議長                            | 議会代表              |
| 2  | 福川 勝久  | 知名町議会総務文教委員長                       | 議会代表              |
| 3  | 田中 幸太郎 | 知名町教育長                             | 学識経験者             |
| 4  | 菅野 公平  | 知名町校長会 会長                          | 学識経験者             |
| 5  | 神崎 千恵子 | しらゆり保育園 園長                         | 子育て支援に関する事業に従事する者 |
| 6  | 新納 美津恵 | 放課後児童クラブ代表                         | 子育て支援に関する事業に従事する者 |
| 7  | 内山 将哉  | 特定非営利活動法人おきえらぶ子どもリハビリサポートセンターぱてと代表 | 子育て支援に関する事業に従事する者 |
| 8  | 栗尾 廣美  | 主任児童員                              | 子育て支援に関する事業に従事する者 |
| 9  | 西 ひとみ  | 主任児童員                              | 子育て支援に関する事業に従事する者 |
| 10 | 林 秀樹   | 知名町社会福祉協議会事務局長                     | 子育て支援に関する事業に従事する者 |
| 11 | 濱崎 富士美 | 地域子育て支援拠点事業所代表                     | 子育て支援に関する事業に従事する者 |
| 12 | 藤崎 拓也  | しらゆり保育園保護者会長                       | 子どもの保護者           |
| 13 | 小野 兼人  | しらゆり保育園保護者会副会長                     | 子どもの保護者           |
| 14 | 松元 勇斗  | 認定こども園きらきら保護者会長                    | 子どもの保護者           |
| 15 | 勘里 洋介  | 認定こども園きらきら保護者会副会長                  | 子どもの保護者           |
| 16 | 島田 太地  | 認定こども園すまいる保護者会長                    | 子どもの保護者           |
| 17 | 坂井 輝喜  | 認定こども園すまいる保護者会副会長                  | 子どもの保護者           |
| 18 | 平 舞香   | 認定こども園すまいる保護者会副会長                  | 子どもの保護者           |



---

## 第3期 知名町子ども・子育て支援事業計画

---

令和7（2025）年3月

発行 知名町 子育て支援課

〒891-9295

鹿児島県大島郡知名町知名1100番地

TEL 0997-84-3170／FAX 0997-93-3115

---

**第3期**  
**知名町子ども・子育て支援事業計画**

発行：令和7（2025）年3月  
〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名 1100 番地  
TEL 0997-84-3170／FAX 0997-93-3115